ISSN 2760－0033

皇學館論叢

第五十九巻　第二号

（通巻３３７号）

論　説

本居宣長の医論についての一考察
――「送藤文輿還肥序」を中心に――……緒方亜美（1）

研究ノート

わが国の視覚障害教育の始まりから近代までの
福祉・教育制度と教育内容の変遷……藤澤憲（45）
鎌田明美

戦国期室町幕府要人の伊勢参宮……筒井冬也（64）

皇學館大學人文學會

（令和８年７月）

皇學館大學人文學會規約

（総則）

一、本会は、皇學館大學人文學會と称する。

二、本会は、事務所を皇學館大学文学部内に置く。

（目的及び事業）

三、本会は、神道学・国文学・国史学・コミュニケーション学・教育学並びにそれらに関連のある学術的研究を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

四、本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

㈠ 機関誌『皇學館論叢』の編輯・刊行（年四回）
㈡ 総会・大会・講演会・研究例会などの開催
㈢ 研究・調査・見学などの実施
㈣ その他必要とする事業

（会員）

五、本会は、本会の趣旨に賛成する左の二種の会員で組織する。会員は機関誌『皇學館論叢』に研究論文等を投稿することができる。

㈠ 正会員　会費年額二千百円を納入する者
㈡ 学生会員　皇學館大学文学部、神道学専攻科、大学院文学研究科の在学生で、会費年額千円を納入する者

（役員）

六、本会に次の役員を置く。

㈠ 会長　一名（委員の推薦）
㈡ 委員　五名（互選により委員長一名を選出）
㈢ 会計監査　二名（学内・学外より各一名）
㈣ 事務員　若干名

（二）役員の委員は、文学部各学科及び研究開発推進センターより一名ずつ選出し、必要に応じて学内・学外より査読担当の編輯委員を委嘱する。任期は、二年とする。ただし、重任を妨げない。

（委員会）

七、本会に次の委員会を置く。

㈠ 運営委員会
㈡ 編輯委員会

（改訂）

八、本規約の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

附則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

編輯委員

（五十音順　※は委員長、●は査読のみ担当）

※木村　尚志　　玉田　貴裕　　谷戸　佑紀　　田井　健治
京泉　勇平　　●川合　洋子　　●久田松和則　　●中條　敦仁
●富永　健　　●三品　理絵

皇學館論叢　第五十九巻第二号
令和八年七月十日

本居宣長の医論についての一考察
――「送藤文輿還肥序」を中心に――

緒方亜美

□　要　旨

本稿は、本居宣長の医学思想を主題とする研究が相対的に少数である点に着目し、宣長の医論を手がかりとして、医学者としての立場と国学者としての立場の双方からその思想的構造を検討したものである。これまで宣長の医学論が限られた数にとどまってきたこと、また在京期における宣長の立場への見解に揺れがみられることは、宣長著作群中で唯一の医論である「送藤文輿還肥序」について、部分的な掲載や要約は存在したものの、全文直訳が提示されてこなかったことに起因すると考えられる。本稿ではこの点を踏まえ、「送藤文輿還肥序」の全文直訳を提示し、さらに宣長が用いた薬箱、診療記録である「済世録」、その他の日記・書簡、ならびに医業修行前後の著作を通じて、宣長が「医」をいかに捉え、医師としての自己形成をどのように進めたのかを検討し、その形成過程における国学との関係性の一側面を明らかにした。

□　キーワード

本居宣長　　医論　　「送藤文輿還肥序」　　一字薬名　　疱瘡神

はじめに

従来の本居宣長を扱った研究は主に国学思想に焦点をあてたものが多数を占めている。医業は国学の研究を行うための生活基盤であるとした見解が主流であり、医学に関する思想を主題とした研究は相対的に少数にとどまっているが、そうした状況の中で、昭和末期には宣長における国学は医学が緊密に関係していると指摘する研究も現れた。

服部敏良氏は、当時の医学は『素問』『霊枢』の医学を基とし曲直瀬道三の流れをくむ後世方派と『傷寒論』に基づく医学を本道とした古医方派に分かれていたが、「宣長の医論はむしろこのような古医方派に属するものである。」として、「宣長の偉業は彼が医師であったがゆえであり、医師としての宣長を知ってこそ宣長の学問・思想を識ることができるといっても過言ではない。」と述べている。(1) 石田一良氏は、「宣長において自然科学としての医学は、彼の文芸論（もののあはれ論）および神道論（復古神道説）と緊密に関係する、むしろそれらを成立せしめた、おそらく最も主要な、要因であったのである。」と論じる。さらに宣長の「自然現象の How は説くがその原因 why は直ちに神にあずけた」思想を「神道医学」と称し、「『古事記』研究とその成果（『古事記伝』）は、宣長の医学研究とその成果と別物ではなかったのである。宣長は思想家であるよりは科学者であった。」と述べる。(2) また高橋正夫氏は、宣長の医論で述べられていることは「半生に亙る日本古道の研究と実地医療の経験を打ち重ねて到達した、彼自身の確信にみちた医の哲学にほかならない。」と論じる。加えて、「患者の一人一人を正にそれぞれの厄の神を背負った者、病める神そのものと見做すことによって心からその神々に祈り和め祭りながら日々地域住民の診察と治療に献身し続けたところに彼自身の真の相があった。同時にまた、こうした医療実践こそが日本古道の精神と医道との交響と統合の証

明である。」としている。[3] 一方、木下秀人氏は、医論の訳文を挙げながらも、「医学論文がこの一篇というのも、医学についての宣長の関心のなさを示している」と結論づけている。[4] 最後に、吉川澄美氏は、宣長の古方批判と近方批判は味岡三伯からの影響であり、「その関心は医学における人の知とその言語上限との格闘の歩み」であると記し、「宣長の医の心は古学と無縁ではなかった」として、「遊学中にその接点を見出していた。」と述べている。[5]

以上、先行研究において国学と医学の関係についての考察を含む論文を紹介した。このように宣長は古医方派に属するとみなす見解と古方・近方双方を批判していると捉える見解が併存し、在京時代の宣長の立場について揺れがみられる。そこで本研究では宣長による医論をまず読み解くことを手がかりに、医学者としての宣長の立場を考察した。宣長が「医」をいかなるものと見なしていたか、いかにして医師としての自己を形成していったのかを検討し、その形成過程における国学との関係性を明らかにすることを本稿の目的とした。

宣長は宝暦七年十月に五年の在京遊学期を経て松坂に戻ると一日しか休まずに開業する。後年の和歌には、このときの心境を振り返るかのような一首がある。

家のなり　なおこたりそね　みやびをの書はよむとも　歌はよむ共

（石上稿、寛政十二年庚申）※宣長七十一歳

家のなりわいをおこたってはならない、雅な書を読んでも、歌を詠んでも、まずは生計を立てなければと決心していたことを読み取ることが出来る。

『家のむかし物語』にも、親戚の隠居家孫右衛門へ預けた四百両の金子は、明和元年（宣長三十四歳）に隠居家の店がなくなり、「かのわが家の資も、朝の露とぞ消えうせ」た。その為、「家の産絶はてなましを、惠勝大姉のはからひは、かへすがへすも、有がたくぞおぼゆる」として、医者になる道をつけてくれた母に感謝していることが記されて

いる。[6] 生涯、学者生活を支えたのは医業であった。しかし、医者としての宣長と国学者としての宣長の両者は相互に往還する関係にあったのではないだろうか。すなわち国学者としての宣長を支えた基盤は医業であったものの、その診察や調剤の方法は学問が基本となり、現実的手法を生み出していったと推測される。また逆に医者としての実践経験は宣長の学問に大きく関わっていた可能性が高い。本稿ではこのような相互作用について、宣長の医論である「送藤文輿還肥序」、薬箱、診療記録である「済世録」、その他の日記や知人への書簡等を通じて検討を加えたい。

一、宣長の医論―「送藤文輿還肥序」　原文と現代語訳

「送藤文輿還肥序」は本居宣長在京時代の宝暦六年、堀景山同門である藤文輿（岩崎榮令）が肥前へと帰国する際に送別の辞として書いた文稿である。末尾に送辞の言葉が添えられているものの、本文の主要部分は宣長自身の医論である。また宣長の著書中でまとまって述べられた医論は唯一この文稿のみである。これまで宣長の医学論が少数にとどまっていることや在京時代の宣長の立場への見解に揺れがみられることは、この文稿について部分的な掲載や要約は存在したが全文直訳がなかったことが影響しているのではないかと考え、ここに原文と併せて、その語義になるべく忠実に現代語訳したものを提示し、諸氏の訳文と一部比較した。

まず、その前提として、通常「送藤文輿還肥序」とよばれる文稿についてふれておきたい。

宣長が在京中に執筆した『詩文稿』が東京大学本居文庫に所蔵されている。表紙には宣長の筆で「詩文稿　葬庵」と墨書がある。この『詩文稿』のなかに含まれている宣長の医論である文稿には題名がなく、本文からはじまっている。これとは別に「送藤文輿還肥序」と題した自筆浄書本一帖が本居宣長記念館に存し、「寶暦丙子春三月　本居宣

長草」の識語がある。

元になる文稿の制作日については不明であるが、『在京日記』から藤文輿である岩崎榮令が郷里に帰国するために京を出発したのが宣長二十七歳の宝暦六年二月晦日であること、手渡した日は二月二十三日であることが読み取れる（解題には文稿について「三月の作」とある）。本居宣長記念館蔵の「送藤文輿還肥序」は奥付から三月に入って手元の文稿を浄書したのではないかと推測する。この点については、別稿にて詳述する(7)。

原文（本居宣長記念館蔵の浄書本）は巻末に付したので参照されたい（資料1）。以下に挙げた訳文は内容から五項目に分け、それぞれ表題を付した。

現代語訳（筆者訳）

「送藤文輿還肥序」

（1）近年医学界の傾向

そもそも『素問』『霊枢』とは、黄帝軒轅と岐伯による偉大な医学書であり、永く世の人々の命を守るための偉大な方法である。後の世の医者は、どうしてこれを捨てて医道を知ることが出来るだろうか。それが後の世の人にとって役立たないとされた、なぜだろうか。それは、その旨が深遠で、術もまた奇抜であり、理解することが難しかったからである。

「三部九候」については、黄帝や岐伯の生まれ変わりでなければ、誰がそれを理解できようか。越人（扁鵲）や王叔和らは出鱈目な理論を作り、その後の宋・元・明の医者たちは古い習慣に固執して、偏った説が競っておこり人々を混乱させた。後の世の医学者たちは愚かに惑わされ今日まで目覚めることがない。世の医者の愚かしさは、何と甚

だしいことか。

人迎や気口（脈の部位）を移して解釈する説は、そこにこそ、その誤りを見ることができる。近頃、わが国の医者の中には、しばしば『素問』『霊枢』における陰陽や五行相生相克の説を迂遠なものとして捨て去る者も現れ、ひどい場合には五臓六腑や十二経絡の名称に至っても否定する者も現れた。

恐らく後藤艮山がその学説を唱え、香川修庵がこれを継いだ。その（香川氏と後藤氏の）説は千古に並ぶものがないほど卓絶しており、なんとも立派である。しかし、その言説は多くが彼ら（香川氏と後藤氏）自身の臆測に基づいているため、誤りがないとは限らない。

山脇東洋に至っては、見識が高すぎて逆に浅薄であり、根拠のない言葉ばかりで取り上げるに値しない。ただ強い薬を使い得るというだけで、過半数はその被害者である。全快する者は十のうち三割か四割にすぎない。恐ろしいことである。

今の世で少しは見識がある者は、専ら高邁なことばかりに力を入れて、基本的な処方を軽んじ（そこに実際の病状を考慮せず）、ただ古方（古い処方）ばかりを使おうとする。古方であらゆる病に対処しようとするなど、困難である。あらゆる現代の病に古方を以って対処することは、もとよりできるわけがない。さらに、なぜこれを使うのかを理解していなければ、おそらくはほとんどの人が寿命を損なうことになるだろう。

世の医者たちは李朱（李東垣・朱丹溪ら）を聖人のように崇め、古方の医者たちは之を嘲笑し、長沙（張仲景）を神のように崇める。だが実のところ、仲景や丹溪は何びとであるかというと、昔の一人の医者にすぎない。それぞれの医方の良し悪しは、時代の変化に応じて、適切に調整すべきなのである。古を是とし現在を非とするのは偏りであり、「五十歩百歩」の誤りを免れない。

（2）宋・元・明時代の名医たちへの批判―医薬処方方法への批判

粗雑な仕事をする医者が古方のやり方を用いて害を及ぼすことがある。それならば近世の処方の方が穏やかで効果が弱くはあるが、この方がまだ勝っている。しかし、宋・元・明時代の名医たちの薬剤に対して、私は批判しないわけにはいかない。それはなぜか。医薬を賛辞し、それがあまりに大げさで、鬼神のごとく畏れ敬っているからだ。これ（医薬）を加減して取捨し、君臣佐使（主薬、中薬、下薬）を使い分け、一つの薬に一つの役割を充て、それぞれ「この薬はこの経絡に入る」「この薬はこの薬を助ける」「左から昇り」「右から降りる」「気分・血分」「陰中の陽」「陽中の陰」などといって受け持ちがあるが、およそこれら分類は甚だしく無知で混乱しており、もはや議論の余地はない。「補中益気湯」に柴胡や升麻を加えるという説や他の処方も推して知るべきであり、信頼すべき根拠となるかは疑問である。

しかも、多くの薬を使って多くの容態を同時に治そうとするのは、まったく理にかなっていない。薬の品数が増えるほど効力は鈍くなる。古方の素早く効く強烈な処方ですらいまだ病を克服できないのではとの心配があるのに、現代のように細かく煩雑な処方にして、少量ずつ加えたところで、どうして重病に立ち向かえるというのか。『素問』至眞要大論[8]の教えには、「多い場合には之を九種の薬とし、少ない場合には之を二種の薬とする」とある。薬の数が多ければ相互に作用を打ち消し合う。もとより弱い薬は全く効果がないが、強い薬すら転じてその効力が弱くなる。こうなると、そのような処方では、口渇を助ける程度しかできない。

煎じ薬で病を治すというのは、やむを得ない手段である。『内経』においても、薬による治療の記述は少なく、それを見れば上記のことが分かるのだが、たとえ有ったとしても民間で伝わる如く単独で用いる処方であり、せいぜい三、四種類を組み合わせたものにすぎない。これにより、後の世の医学者の「多くの種類のものを混ぜる」のは効果

がないことがわかるのである。

（3）「気」のみが病に打ち勝つことができる

そもそも人の病は、時代の変化や土地の違いとともに変わる。治療法もまた同様である。形式や規則にこだわって、状況に応じた機転を利かせられない者は、治療や処方を語る資格がない。

薬は神がつくったものではなく、方剤も聖人が決めたものではない。そうであれば、どうしてその形や制約にこだわる必要があろうか。しかし、良医で理解している人でなければ勝手に変更してはならない。今の世の医者たちは、学問も術もなく、思いのままに病気に挑んでいる。またなんと危険ではないか。病とは軽い薬や弱い処方で治せるものではない。ただ滾渕とした気のみが、病に打ち勝つことができるのである。

その気は神秘にして測り知れず、もともと天より授かっており、身体に充ちている。後世ではこれを「元気」と呼ぶ。この元気があってこそまさに人間は生き、これを失えば屍となる。これが気である。この気の盛衰により、よく病を為し、外部にある邪悪や害毒によってひき起こされる病気や内臓を害して起こる病、あらゆる病すべてがこの気の盛衰から生じる。

生死も、この気の有無にかかっている。五臓六腑から手足・感覚器官に至るまで、この気を得てしかる後に機能する。およそ一身の働きはみな気より出で、その働きは調和して従順になる。過不足なければ、外からの邪気も、内からの情緒の害もなく病が起こることはない。少しでも過不足が生ずると憂いとなり、病気が生じる。原因は内面からの場合もあれば外部からの場合もある。病気は身体の左右・上下、その隙をついて発症する。ここにおいて気には真邪の区別があり、必要に応じて煎じ薬・温湿布・鍼灸などを用いて、真気を助け、邪気を攻めるのである。しかして煎じ薬・温湿布・鍼灸は、真気を助ける手段であり、それ自体が病を直接攻めるものではない。そもそも真気とは、

病に対して備え応じるものである。吐くべきものは吐かせ、下すべきものは下し、攻め、補い、温め、冷やす。ひとつとして間違いなく的確に行えば、大病も攻めて治すことができる。

しかし真気が衰え、能力を発揮できないときは、病気は思いがけずひどくなり、克服できずにおわり、やがて衰弱に至り、この気では病を制して治すことができなくなる。こうなると、たとえ命を司る神であってもなす術がない。ましてや薬草でどうにかできるものではない。

重要なのは、真気のおもむく流れや勢いを察し、それによって薬石（薬や鍼灸）を用い補い助けることだ。そうすれば真気の力をたすけることになり、真気が大いに高まり、発汗・吐下が適宜行われ病も癒える。もし真気の流れを見誤って、間違って病を攻撃したり温めることを補ったりすれば、効果がないばかりか、害をなしてしまう。ゆえに病を治す根本は、真気の勢いを見極めることにある。

世の医者は特に温めて補うことだけを真気を助ける方法とするが、攻めることもまた真気を助ける方法である。その理解が浅いのである。

（4）養生の方法―「気」を養う

あらゆる治療の手立ては、全て真気を助けることにある。しかしこの気は「養う」ことはできても、「補う」ことはできない。一旦元気が衰えた状態でいくら薬をつぎ込んでも何の役にも立たない。まさにこういう時は、手をこまねいてただ死を待つばかりとなる。健康を守る者は、日頃から養生を心がけたいものだ。

その養生の方法とは、他でもない、食を薄く満腹にならぬようにし、倦まずに労働をし、深く思い煩わないことによって、気が滞ることなく体を巡る状態を保つことである。そうすれば気が滞ることなく体を巡り、四方の末端にまで働きが溢れ、もろもろの器官は欠けるところがなく、病気など起こるはずもない。『内経』に「上工（名医）は気

を整える」とあるのは、まさにこれを言っているのだ。

「気を養う」こととこそ、医学の究極の道であり、おろそかにしてはならない。だが、古方家は病因を絶とうとすることに偏りすぎていて、近方家は補助することに長け偏りすぎている。いずれも適当ではない。嘆かわしいことだ。

（5）贐の辞

文輿君は、この理を深く理解し、攻撃と補養の中間をうまく取って偏らず固執せず、優れた医者というべきである。文輿君は西海肥前の人であり、代々医術を家業とし、大村侯に仕えていた。近年は非常な苦労をして、都に上り、基本の要となる（医学の）奥義をならい、張仲景の真髄に達し、その一方で儒学を尚び文辞も好んでおり、まことに私にとってためになる大切な友である。

今、あなたと別れを迎えるにあたり、わずかばかりの断片的な医論を以てこれを贐とする。

宝暦丙子春三月　　本居宣長草

以上の訳文の中には先行訳と異なる点がある。一部を取り上げると「一旦大羸困、則雖費巨萬漫者、而何益之有」の箇所について、服部氏は「巨万の金を投じても何の益なく」、木下氏は「一度無くなると巨万を積んでもだめ」としているが、本稿では「一旦元気が衰えた状態でいくら薬をつぎ込んでも何の役にも立たない。」と訳出した。その他の相違点については紙幅の制約上ここでは触れない。

宣長はこの「送藤文輿還肥序」（以下「序」と略記する）のなかで、現在（当時）の医学界の二派はどちらも一個人を崇めるばかりで時代の変化に応じた治療や処方をおこなっていない、人の病は時代の変化や土地の違いとともに変るものであるから治療にあたっては形式や規則にこだわらず状況に応じた機転を利かせるべきである、また治療の重

要な根本は真気の流れや勢いを見極め、この真気を助ける点にある、そしてこの気は養うことが可能であり、自ら気が滞ることなく体を巡る状態を保つならば、病気など生じるはずもない、と述べている。

二、岩崎榮令宛書簡について

宣長から岩崎榮令に宛てた書簡は三通確認されているが、そのうち「宝暦某年某月某日」の書簡は医学に関する記述が認められる。そこには

然恨尋常鍼炳湯液。未足以生死肉骨也。則窺閲(欲)西域神醫之高義。求奇技鴻術。以救〔蒼生(民生)〕疾苦矣。〔是所以望之也〕

（通常の鍼灸や煎じ薬では、重病で生死の境にいる人を救うには力が足りないということです。つまり、西域の神医といわれる方たちの高度な医学理論を窺い見て、その奇抜ですぐれた技術を求めることによって、世の中の病気に苦しむ人々を救いたいと願っているのです。）

とみえる。この書簡の日付は不詳であるが、内容から岩崎氏が在京していたころのものである。宝暦六年二月に送別の辞を贈る前にこのような手紙を出しており、「序」ほど纏まってはいないがこれも宣長の医論の一つである。

この書簡では「通常の鍼灸や煎じ薬では、重病で生死の境にいる人を救うには力が足りないため西域の奇抜な理論と技術を学びたい」と宣長は述べている。当時の医学では対処できぬ重病人を救うためにはどうしたらよいのか、宣長は自ら様々な文献にあたり思索を重ね続けている。こうした過程を通して、医者としての宣長が形成されていったと思われる。

三、松坂帰郷後の宣長

松坂に帰った翌年に『安波礼弁』、続いて翌年に『排蘆小船』、またその四年後に『石上私淑言』を執筆した宣長は、これらの著作のなかで、心を性と情に分け、性は職務、情は施設、心は役人そのもの（『朱子語類』）とした朱子学の分析を暗に批判している。すなわち堀景山から学んだ朱子学を批判し、さらに「序」に述べているように、古医方の「一気元気論」に影響を受けつつも完全ではないとし、「攻撃と補養の中間をうまく取って偏らず固執せず」、形式や規則にこだわらず状況に応じた機転を利かせて時代の変化や土地の違いとともに柔軟に合わせた治療を施すべきであるという独自の論を展開している。

尚、時期を遡るが、宣長十九歳の十月、山田の今井田家の養子に行く前月に綴じられ書き始められた『覚』についてもここで言及しておきたい。この覚書には「寛延元年神無月二日　本居榮貞」の識語がある。はじめに「養生紀」とあり、「通俗医書から抄出したものであろう」[9]とのことだが、注目すべきはこの段階において既に医学について学びを始めている点である。佐佐木信綱は「後年医師となられる素地を暗示したもの」[10]と指摘しており、初期の知的関心の方向性を示す資料として重要である。

以上見てきたように、宣長は現在の医学では対処できぬ重病人を救うためにはどうしたらよいのか、自ら様々な文献にあたり思索を重ね続けている。

岩崎榮令宛の書簡で示されていたように、宣長は当時の常用されていた鍼灸や煎じ薬では、重病で生死の境にいる人を救うには力が足りないと感じていた。そのため西域の奇抜な理論と技術からその解決法を模索していたが、その

後、「序」において「素問・霊枢は偉大なる教えであるにも拘わらず、それを捨て去って越人（扁鵲）や王叔和らが出鱈目な理論を作ったこと、古医方の後藤艮山と香川修庵、山脇東洋はそれぞれその説は卓絶しているが治療・処方のしかたに問題があり、現代の病に古方を以って対処することはできない上に、理解なく彼らのやり方を用いれば多くの人が寿命を損なう」との考えに辿り着いている。

前述したように、宣長は「序」のなかで、「自ら気が滞ることなく体を巡る状態を保つならば、病気など生じるはずもない。」としたためている。この記述の時点では、人の努力によっては病気を生じさせないことが可能である、と宣長は考えていたことがわかる。

ここまで述べてきた宣長の医論が実際にどのように生かされていたのか、以下、現場の治療方法から具体的に検討する。

四、宣長の薬箱――一字薬名

宣長が二十七―三十五歳、宝暦六（一七五六）―明和元（一七六四）年の松阪の人口は八三九六人、また四十歳、明和六（一七六九）年の人口は九〇七八人[11]にすぎなかったが、町医師は三十五名も存在した。市史の「町医師」の欄には「本町　本居春庵」の名が記されている[12]。

松阪には「春庵先生の四五百の森ゆき」と言う伝説が伝わる。医者を開業したがまだ患者も少なく、外診をよそおって薬箱を提げて四五百の森で時間を潰したという話が浜辺の人の口の端にのぼった[13]。宣長が愛用したこの薬箱について、所蔵する本居宣長記念館にて調査した。

（一）一字薬名について

宣長の著書のうち『済世録』・『折肱録』・『方剤歌』・『方彙箇巻』には薬名を一字で表記した一字薬名が用いられている。この一字薬名は本居宣長記念館が所蔵している薬箱の名札にも使用されており、薬箱の一段目から三段目にわたり百袋に記されている。百袋は全て異種類ではなく、同じ段に二箇所、または二段にわたり同じ名前がある。この並び順は薬を調合しやすいように宣長が考えたものに違いないが、この略号を解明することで、処方法などを判明することが出来、そこから宣長の患者への接し方をうかがうことができるのではないかと考えた。

（二）一字名の選定法

1 薬味や起源植物の漢名・異名のうちの一字　例：蘇（紫蘇）

2 漢字の旁などの構成部品　例：穌（紫蘇）

3 同音の別字　例：ソ（紫蘇）

4 同義字（または同訓字）　例：甦（紫蘇：蘇と甦はいずれも〝よみがえる〟の意味）

5 一字から連想される別の一字　例：軾（紫蘇：蘇軾から）

6 基源植物や薬品の特徴を象徴する字　例：収（五味子：〝酸以収〟＝酸味作用）

吉川澄美氏の調査によると、以上の六つのタイプがあり、略字には規則性のある合字や作字を使用しているとのことである。こうした略字は個人的に使用されていたため、個々の医者の使用パターンに一貫性があったとしても全体としては複雑になっていった。[14]

（三）当時の薬学的通念と時代の変遷による一字薬名の使用頻度の増減

中世末期から江戸時代初期・前期は曲直瀬流の一字薬名が主流であったが、江戸時代中期以降は時代変遷により、炮製（生薬に水・酒等加え煮沸して抽出した湯液）・加工品、産地の区別など薬店で扱う種類が増加し、流派や医者毎の薬品に対するこだわりが加わった。さらには蘭薬など新しい薬品が登場し、こうしたことを背景として一字薬名は複雑化していった。時代が下ると医学が細分化し江戸後期以降は一字薬名の使用頻度が減少した。(15)

（四）薬箱内の一字薬名

宣長の薬箱には以下の一字が付された袋が並んでいる。

一段目…二十種

桂・芘・薑・芋・童・苓・雪・防・朴・葛・田・苓・皓・蕗・葛・精・芍・芘・薑・圖

二段目…二十九種

水・翁・延・田・鉤・□・聯・靜・朮・防・荷・王・腹・羌・葶・蠻・芪・■・□・荷・芩・順・使・圖・軍・紅・査・□・洗

三段目…五十一種

安神・順氣・三黄・將軍・幼□・椒梅・雙紫・啓脾・會・芣・萸・德・芒・猪・婆・周・酸・棗・搖・胡・俟・芷・房・愛・兆・小・花・勤・蜜・鳥・呉・縮・句・芎・退・贏・筋・屠・洪寶・三製・歸・決・銀・軓・賊・茉・蔌・液・理・泉・箱

この一字薬名を以下の専門書から調査した。

ア『一字薬名攷』渋江抽斎（三八〇余字）

イ『薬品異名』著者未詳（一三〇余字）

ウ『済民日用大全』太田春斎（一二七字）

エ『薬能識』高良斎（七〇余字）[16]

オ『医療衆方規矩大成』曲直瀬道三（三一六字）[17]

調査結果は別表1薬箱内一字薬名・図1薬箱を参照されたい。

（五）調査結果要旨

一段目…「芘」・「薑」・「苓」・「葛」が二袋ずつあり

二段目…「荷」が二袋あり

一・二段目…「防」・「田」・「圖」が一袋ずつあり

三段目…どの段にもないもの、一袋ずつあり

一段目は取り出しやすく、大袋に入っているため、最も調剤頻度が高かったと思われる。よって

→①「芘」（柴胡）・「薑」（生姜）・「苓」（茯苓）・「葛」（葛根湯）は最も多く使用する

→②「防」（防風）・「田」（半夏）・「圖」（桔梗）・「荷」（薄荷）は次に多く使用する

①消炎排膿・吐き気止め・動悸・発汗解熱剤

②発汗解熱・喉や腹部の鎮痛・咳痰止め

段ごとに集計すると

一段目は大袋で二十、感冒薬と胃腸薬

二段目は中袋で二十九、感冒薬と胃腸薬、利尿薬

三段目は小袋で五十一、主に利尿薬、虫下しの薬

であった。現場ではこの薬を調合して処方したものと思われる。

風邪・胃炎の患者が多く、大袋に入れて使用した薬は、主に気の巡りを補う補気剤であった。

五、『済世録』から

この『済世録』は患者と投薬、およびその薬料に関する帳簿である。三十八冊中現存するものは十冊のみで（他は散逸）、当時の本居家の経済や医療状況が全面的に解明されるわけではないが、宣長の家業・生活について具体的資料を提示し学問・思想との関係を推察することができるであろう。

（一）体裁と記載方法

原本の形状は横半帳に仕立てたもので、紙数不足の際には綴り足すことが出来る仕様になっている。[18]

記載された年代は安永七年（四十九歳）から寛政十二年（七十一歳）までである。

この帳簿の記載方法は日次に従って診療内容を記述したもの（A）と集計したもの（B）に分かれている。（A）は冊子の前から後ろの頁へ進み、①右から左へ日次を追って記帳する部分…正月から七月十五日までの「患者名・調

剤薬名・服数」・各月ごとの服数の合計・最後に上半期の服数の総計、②同じく七月十六日から十二月末までの「患者名・調剤薬名・服数」・各月服数の合計・下半期の服数の総計になっている。（B）は冊子の後ろから前の頁へ進んでおり、③上半期の月ごとの「患者名・調剤服数・入金額」、④下半期の月ごとの「患者数・調剤服数・入金額」が記入されている。要するに①→②・④←③という風に前からと後ろから同時に真中へ向かって記載され、一冊に診療内容と集計表を兼ねた作りになっている。

（二）処方薬名一覧表から読み取れること

『済世録』一の年間（安永七年）を通して集計すると、患者数は六月、七月、閏七月の順で夏の終わりに多い。また処方回数は全処方服数五四八一服のうち、「十ソ」「イレ」「千朮」の順に多く、以降十位までの処方薬は四位の「齊」のみ『傷寒論』『金匱要略』に出典があったがほかは殆どが『衆方規矩大成』における出典のものであった。

『衆方規矩大成』は後世方派を大系付けた曲直瀬玄朔が著したもの、『傷寒論』・『金匱要略』は古医方派の張仲景著である。宣長は『方彙簡巻』を作成するにあたり、『古今方彙』から必要な処方を抄出したが、『古今方彙』は後世方派の調剤書『万病回春』から多く引用したものであった。

また「十ソ」は行気剤[19]、「イレ」「千朮」は利水剤、であり、上位処方薬には補気薬が多く使用されていた。

「序」には「古方家は病因を絶とうとすることに偏りすぎていて、近方家は補助することに長け偏りすぎている。」とあった。宣長の処方薬には両派のものがあったが、診療に補益剤を多く取り入れており、処方だけをみると後世方派に近い。

別表2　月別処方薬名・服数表（安永七年）・別表3　処方数順位と出典　参照

（三）診療記録から

次に具体的に診療内容をみていくと、同一患者が長期間にわたり受診を重ねるものの治癒に至らず、その間に処方が細かく変更されていることが読み取れる。例えば、安永七年には「小津忠藏」という患者名が数か月にわたり継続して記載されている。この患者の治療について日毎の処方を追って分析した。（氏名の上の「〇」は初診、処方薬剤の欄の「〇」は診察終了、「―」は前日と同処方の意）

日付	患者名	処方薬剤	服数	該当薬名	効能及び適応疾患
二月八日	〇小津忠藏	齊	六	葛根湯	発熱・感冒薬
二月十九日	小津忠蔵	十ソ	二	参蘇飲	胃腸薬
廿日	忠藏	―マ	二	参蘇飲＋麻黄	胃腸薬＋利水・発汗
廿一日	忠藏	―	二	参蘇飲＋麻黄	胃腸薬＋利水・発汗
廿二日	忠藏	〇―	二	参蘇飲＋麻黄	胃腸薬＋利水・発汗
廿六日	小津忠藏	齊	三	葛根湯	発熱・感冒薬
廿七日	忠藏	―	二	葛根湯	発熱・感冒薬
廿八日	忠藏	才平	二	柴平湯	胃腸薬・気管支の薬
廿九日・三月一～三日	忠藏	―	二	柴平湯	胃腸薬・気管支の薬
四日	忠藏	―丹	二	柴平湯＋丹（該当薬名不明）	胃腸薬＋気管支の薬
廿二日	小津忠藏	小才益	四	小柴胡湯	抗炎症・整腸・感冒薬
廿三日・同日	忠藏	―	三・四	小柴胡湯＋益智	抗炎症・整腸・感冒薬＋やくち、整腸剤
廿四日	忠藏	―	三	小柴胡湯＋益智	抗炎症・整腸・感冒薬＋やくち、整腸剤

同日	忠藏	―芍丹	二	小柴胡湯＋益智＋芍薬＋丹（不明）	抗炎症・整腸・感冒薬＋鎮痛剤
同日	忠藏	―	二	小柴胡湯＋益智＋芍薬＋丹（不明）	抗炎症・整腸・感冒薬＋鎮痛剤
廿五日・廿六日	忠藏	―	二・三	小柴胡湯＋益智＋芍薬＋丹（不明）	抗炎症・整腸・感冒薬＋鎮痛剤
廿七日	忠藏	才了芍	三	柴苓湯＋芍薬	急性胃腸炎、利尿剤＋鎮痛剤
廿八日	忠藏	―	五	柴苓湯＋芍薬	急性胃腸炎、利尿剤＋鎮痛剤
廿九日	忠藏	―	七	柴苓湯＋芍薬	急性胃腸炎、利尿剤＋鎮痛剤
四月二～八日	忠藏	才了芍	二～三	柴苓湯＋芍薬	急性胃腸炎、利尿剤＋鎮痛剤
十日	忠藏	二加	二	加味二陳湯	吐き気・嘔吐
十一～十三日	忠藏	六君永芍	二～三	六君小湯＋永（不明）＋芍薬	胃炎
十四日	忠藏	―芋丹	二	六君小湯＋永＋芍薬＋澤瀉＋丹	胃炎＋めまい・口渇＋丹
二十五日までほぼ毎日二服ずつ同処方					
廿七日	忠藏	ケイヒ	二	啓脾湯	慢性胃腸炎
五月二日・三・四・六・八・十・十二・十四・十六日　同処方					
五月廿二日	忠藏	ケケヒギ	五	啓脾湯からケを除き、黄耆を加える	慢性胃腸炎・利尿剤
廿四日	忠藏	金加	四	加減不換金正気散か	感冒薬
二十六・二十七・二十八日　同処方					
廿九日	忠藏	千朮	二	銭氏白朮散	脾胃虚弱・感冒時の嘔吐・下痢
三十日・六月六日　同処方					
六月十一日	小津忠藏	還晴才	三	還晴（不明）＋才（柴胡湯）	解熱鎮痛薬
同日	小津忠藏	齊	三	葛根湯	発熱・感冒薬
十二～十六日　同処方					

その後、十七日は「才平 三 柴平湯（気管支炎）」、十八日からはほぼ毎日同処方、七月五日に初めて「治癒」の「○」が付いている。初診から半年かけてやっと快復したのである。ところが七月十九日に再びあらわれ、「才平」の処方があってまた治癒の「○」、その後再診されると今度は「二加」が処方され、「千朮」に戻り治癒の「○」が付いたのにもかかわらず、十月にはまた初診としての「○」があり薬も「金」「天香」ののちに「天公」へ変更している。十一月には二回、十二月には一回、それぞれ初診として「○」が付され、今度は「金防吉芍丹」・「千朮サ」が処方されている。こうしてなかなか完治せず、治療終了後にまた診察を受けるという繰り返しである。

ここで注目するのは「十ソ〻」や「ヶケヒギ」である。

まず「十ソ〻」について述べると、これは「十ソ」（十蘇）に麻黄を加える、という意味であると思われる。十蘇の構成は皓・匿・荏・田・圖・西・斎・奴・彡・密・甘の十一種類（『方彙簡巻』）である。該当薬名と効能は次の通りである。皓：白朮か（整腸剤）、匿：防風（解熱）、荏：川芎（血行促進・鎮痛）、田：獨活（鎮痛）、圖：柴胡（解熱）、西：桔梗（排膿・去痰）、斎：甘草（緩和・抗炎症）、奴：樸楸か桜皮（解毒・排膿）、彡：茯苓（利水・健脾）、密：生姜（温中・健胃）、甘：甘草（鎮咳）である。以上から主に感冒・発熱・頭痛などに用いられる薬であろう。

忠蔵がなかなか治らないので症状に合わせてこの十蘇に気管支炎に効く麻黄を加え、処方を変更している。

次に「ヶケヒギ」であるが、宣長作の薬剤調合法歌である『方剤歌』の「啓脾」に

啓ひ丸異功蓮蕷に澤瀉いれ又山査子も加ふへき也[20]

とある。「ケ」はこの啓脾であると考えられる。「ケ」啓脾を減じて「ギ」黄耆を加えており、患者の症状に合わせて加減した、ということを表している。

ここに引用した患者において二十種類以上におよぶ薬を加減しつゝ変更しているという記録から、宣長の患者に対

する細やかな工夫が読み取れる。

以上、分析結果から

①補益剤を多く使う後世方派に近い医師であり、

②基本薬を基に患者の病状に合わせて細やかに加減して調合する方法を取る医師である

ということがわかる。宣長は後世方に近似性を示しつつも、後世方派・古医方派、いずれの派にも帰属しない、独自の治療を行っていることが明らかになった。

宣長は「序」のなかで、「重要なのは、真気のおもむく流れや勢いを察し、それによって薬石（薬や鍼灸）を用い補い助けることだ。そうすれば真気の力が大いに高まるのをたすけることになり、発汗・吐下が適宜行われ病も癒える。」さらに「形式や規則にこだわらず、状況に応じた機転を利かせ時代や土地の違いに合わせた治療や処方を行う必要がある。」と述べていた。その治療方法とは、「天より授かり身体に充ちている溌溂とした「真気」のおもむく流れや勢いを見極め治療を行うこと」であった。また「古方家は病因を絶とうとすることに偏りすぎていて、近方家は補助することに長け偏りすぎている。」と記述していた。ここまで確認してきたように、宣長の薬箱内における薬の種類ならびに『済世録』での実際の処方の動向をみると、治療に関しては補益剤（理気剤・補脾剤・利水剤）を多用している。先行研究には、宣長は古医方派に属するとする見解もあったが、前述の通り、薬剤の処方傾向をみると宣長は後世方派に近い。診察に関しては、日々患者の病状に合わせて細やかに加減しながら薬を変えていた。宣長は「序」で述べた論を現場で実践していたといえよう。

実際の治療において多くの患者を診るなかで、宣長は「序」に論じていた「気の巡りが回復に繋がること」を日々実感していただろう。また病の原因や死についても考察しつづけていたであろう。

六、医論と国学の関係性

（一）宣長の自然科学研究

石田一良氏は、宣長の医学者としての研究・天文学の研究がいずれも「経験的実証法」を用いているという点で国学の研究と繋がっていると論じており、国学と医学説の両方において、因果論的説明（why）を拒否したとして、この二つの関連づけを行っている点において特徴的である。[21] 本稿冒頭で述べたように、石田氏は宣長において自然科学としての医学は、彼の文芸論（もののあはれ論）および神道論（復古神道説）と緊密に関係する、むしろそれらを成立せしめた主要因であり、宣長の「自然現象の所以 why を神にあずけた」思想（石田氏は「神道医学」と称した）とし、『古事記』研究とその成果（『古事記伝』）は、宣長の医学研究と切り離せない、同一線上のものであることを述べて、宣長は思想家であるよりは科学者であった。[22] としている。

宣長の『天地図』は高天原と根の国の間に少彦名命の「経営」として日本と諸外国（宣長は「万国」と記載）を描き、日月の運行などを図解したものである。天明六年から八年（宣長五十七―五十九歳）までの作であるとされる。[23]

宣長はこの『天地図』を門人の服部中庸に貸与し、中庸はこれを基に『天地初發考』を執筆した。さらに宣長は中庸の第三稿『天地考』を推敲し言葉を加え『三大考』[24] と成し、『古事記伝』十七之巻附巻として載せている（寛政三年、宣長六十二歳）。十七之巻は『古事記伝』の神代上巻の完結編に位置づけられるが、この巻の末尾に加えられたことに宣長による何らかの意図が込められていると推察される。それは宣長が古事記の世界観を現実の「事」として捉えているという点にある。天体と地理上に存在する国々と『古事記』の世界での出来事を一つの図上に描き込んだという

ことは自然科学を国学と同じ土俵で見ているということである。大久保正氏は

朱子学的な形而上学的思弁を排し、事実と経験に即して自然と人生を捉えようとした宣長の実証的精神には、記紀二典の非合理主義的な絶対的信仰の立場に行きつく過程において、或いはその反面をなすものとして、自然科学的認識への志向が内在していた[25]

と述べる。同時に「鎖国という当時の状況と古道の絶対化が宣長の至高の自然科学的な認識の方向を著しくゆがんだものにしたことは『天地図』に見る通りだ」とも記している。宣長の天文学研究においては、天動地球説により日月の運行を理解しようとしていたことに無理があるが、しかし「実証的精神の自然科学的思考」との関連について考える上では注目すべき著作であるとしている。

宣長は医学理論や天文学研究において事実と経験に基づく理解と実証を重視している。

前述した通り『済世録』の作成方法は冒頭からは診療記録、末尾からは帳簿の仕様という二重構造を備えている。医者でありながら経理業務にも従事しており、こうした実務経験に裏打ちされた理系的・実証的な思考様式は対象が国学であっても一貫していたと考えられる。

大野晋氏は「簿記という行為自体、恐らく近世中後期の国学者が行ったこととして、稀有なこと」と記す[26]。

『古事記伝』は『古事記』の記述を観念論ではなく具体的な出来事として再現し得るまでの注釈を目指し、古代の文法や語彙を俚言・方言・習俗を含めた文献資料から帰納的に研究していった作品である。和漢混交文のため『日本書紀』に比べ読みにくいという難点から広くは読まれていなかった『古事記』を分析して理論的に解き明かした。「言は事である」、との立場を貫いて言葉を正しく精確に理解するために広く材料を集め「詳らかに明らむる」[27]その研究方法こそは医学者としての薬の処方と似通うものがある。少しの処方を間違えれば患者の命を損なう、その危うい世

界に身を置き、毎日直接患者に接し、口にする薬を調合した。医者としても国学者としても一貫して細かく心を砕いている。しかし解釈の範囲を超えるものは無理をせず神に預けた。この理解の仕方もまた宣長の国学と医論において同じものを見ることが出来る。

（二）「疱瘡神」（安永六年、四十八歳～）

宣長は、『直毘霊』（『古事記伝』一之巻）において、「世間に、物あしくそこなひなど、凡て何事も、…皆此神の御心にして、[28]」と記している。同じ意である「世中は、何事もみな神のしわざ」の言葉は『古事記伝』以外の『玉かつま』・『答問録』・『くず花』各書においても頻出し、これら三書のみを見ても計二十ヶ所以上にわたり掲出の箇所を確認できる。

診療においては、治らない患者の症状を神のしわざ、として神に預けたといった記述は日記や書簡の中には見当たらない。母勝との死別（宣長三十九歳）、大平妻の逝去（宣長六十二歳）についても同様に当時の記録にそのような記述はない。春庭の失明（宣長六十五歳）の際には薬問屋へ養子に行った春村へ細かい薬を注文している記録等が見られるが、「心痛」「心労」として心境が綴られているのみである。天明二年（一七八二、宣長五三歳）、宣長自身が瘧（おこり、マラリアの一種）に罹患し天明四年まで講釈を中断している。また同じ年に三女・能登が痘瘡（疱瘡）を患ったが快復を果たした。この疱瘡は当時広く流行していた感染症であり、谷川士清の末子も明和八年に同じ病にかかり命を落としている。この病について宣長は『答問録』の「疱瘡神」に

> 天地の間の事は、みな神の御しわざにて、御國と外國のたがひなければ、いづれの國の神にまれ、あしきわざにて、みな禍津日神の御心也、さてこの世に、この疱瘡、又疫病、あるひはわらはやみなどを、殊に神わづらひと

思ふなれど、これらのみならず、餘のすべての病もみな神の御しわざ也、其中に、そのわづらふさまのあやしきと然らざるとは、神の御しわざにあらざるはなし、さて病あるときに、或は薬を服し、或はくさぐさのわざをしてこれを治むるも、又みな神の御しわざ也、此業をもて此病をいやすべく、このわざをして此わづらひを治むべく、神の定めおき給ひて、その神のみたまによりて病は治まる也、[29]

と記している。天地間の全ての事はすべて神の御しわざである、病気にかかるのも、薬やさまざまの処置にて病気が治るのも神の御しわざである、病気の時に薬や処置で病気が治るのは神がそう定めておいたためである、そして神のみたまによって病が治るのである、と述べている。

吉川澄美氏は、この「疱瘡神」について、「病状も治癒力も「神の御しわざ」と書くのはあきらめの態度とみなされ、医者としてはあまり熱心ではなかったと見なされてきた背景の一つ」としている。しかし宣長は疱瘡神と患者の治癒力としての神（病と戦う内在力としている）とを明確に分けずに書いている感がある、また流行病においては「患者の神（真気）と疱瘡神（邪気）の攻防を読み取り、困難な病といえども、人事をつくしていた」と指摘する。[30]

神のしわざである「神」を「気」と重ね、患者に備わる内在力を神としたところは吉川氏独自の解釈と見なされる。しかしながら、「病気の時に薬や処置で病気が治るのは神がそう定めておいたためである。神のみたまによって病が治る」の、特に「定めておいた」の記述に照らし合わせると、宣長は「神のしわざ」での「神」を人智の及ばぬ存在として認識しており、神を内なるものとしては捉えていなかったのではないか。『古事記伝』では「神気は神の祟なり」「疾病を神ノ気と云る」[31]としていることからも、「真気」の「気」とは別物であると思われる。

ただ吉川氏の、宣長が流行病との攻防を読み取り治療において人事を尽くしているという件は同意見であり、前述したように『済世録』からは患者に対する細やかな治療から読み取られ、また親族に関しても心を痛め可能な限りの

手立てを講じていることが日記等一次資料に明確に記されている。仮に過去において「あきらめの態度」「医者としてはあまり熱心ではなかった」とされた評価があるならば、これら史料の検証から妥当性を欠くといわざるを得ない。

（三）疱瘡の守り神「菟」（安永二年、四十四歳）

この「疱瘡」からの守り神について、宣長は『古事記伝』の稲羽之素菟の件[32]においてふれている。

菟神を祀る神社が今（当時）も伯耆国八橋郡束積村に「鷺大明神」として存在する、その神は「疱瘡の守り神」で、小児の疱瘡の軽くなることを祈るとき、この社に詣でて竹の笠を一つ借りて帰り、無事に治癒すると同じ笠をもう一つ添えて返納するという風習がある、ということを宣長は土地の人に聞いて調べている。そして「鷺」は「菟」の誤りではないかと述べる。

菟が「如本也」（本之如爾為伎、もとのごとくになりき）、は

> 此れ薬方（くすりわざ）の物に見えたる始なり、書紀に、大己貴命と少彦名命、戮力一心（あひともに）天下を経営（つくり）、復たうつくしき蒼生及び畜産のためにその病を療（なほ）すの方（わざ）を定め[33]、（傍線筆者、以下同）

と記し、さらに世の人の病や身の傷などを治そうとしたならばこの神の恩頼を仰ぐのに勝ることはない、鳥虫などは病や傷があるときは治るわざを自ら知って為すのですぐに験しがあるが、人さかしら心を以って理に溺れ漢の方を用いるので病も治まることがまれだ、上代は理になづまず、古き伝えに任せ回復の験しが著しいのはこの神の霊による、と述べている。

菟の件は薬によって治癒した初見の記事、しかも「菟神」は「疱瘡の守り神」であり、古事記にまつわるこの神に治癒を願った者が参っていたと記している。医者としての視点を有する宣長が菟神と疱瘡にまつわる地方の風習に注

目していたことがうかがえる箇所である。

（四）賣薬效能書處方覺（宝暦七年、二十八歳～）

この「疱瘡」の薬として宣長は「傳家あめぐすり（百目代銀三匁 五十目代銀壹匁五分）」を販売している。印刷された包み紙には疱瘡の時に始終用いてよろしい[34]とある。

宣長は他に「小児　胎毒丸」も販売していた。この「胎毒」は「生児が胎内にある時受けた遺伝の毒」であり、「多く瘡を生ずる」と現在でも解説されている。要するに疱瘡の原因は胎毒であるとされていたため、この薬は疱瘡の治療薬でもあった。

また「小児胎毒丸（一包代廿四銅）」と「小児胎毒丸（一包代五十銅）」の二つの広告文は薬の値段や文言が異なることから異なる時期に作成された可能性がある。この「小児　胎毒丸」は『済世録』には記載されていないが、『諸用帳』[35]の天明八（一七八八）年（宣長五十九歳）からの売上げ代にみられる。

どちらにも「此薬を用ひて養育すれは、諸の病の根をたち、無病に成長する事疑ひなし」との言葉があり、これは『答問録』（安永六年、宣長四十八歳）の「疱瘡神」で述べられている、病は「すべて神の御しわざ」の考えとは整合しないことから、売上として記録されるのは後年であるものの、この包み紙の文言は開業初期に考案されたと推察される。

「加味　建中湯飴」（天明二年、宣長五十三歳）と「精製　六味地黄丸」（天明三年）の効能書にはこうした言葉が出てこない。（春庭考案、宣長添削）

宣長は『序』で「重要なのは、真気のおもむく流れや勢いを察し、それによって薬石（薬や鍼灸）を用い補い助けること」、「気が滞ることなく体を巡る状態を保つことが出来れば病気など起るはずもない。」と記している。よって

調合薬の包み紙を考案した頃は「薬を用ひて養育すれば、諸の病の根を断ち、無病に成長する」と考えていた。しかし

「疫病を祭ル事」

まつる神は定まるべからず、又外にあるを防くと内にあると却けしづむるとはただ禱詞にこそけぢめあるべけれ、

まつる神にはかはり有べからず

「世の中の萬の事は皆神の御しわざなる事」

世の中のよろづの事はみなあやしきを、これ奇しく妙なる神の御しわざなることをえしらずして、己がおしはかりの理を以ていふはいとをこなり、いかにともしられぬ事を理を以てとかくいふは、から人のくせなり、そのいふところの理は、いかさまにもいへばいはるゝ物ぞ、かれいにしへのから人のいひおける理、後世にいたりてひがことなることのあらはれたる事おほし、またつひに理のはかりがたき事にあへば、これを天といひてのがるゝ、みな神ある事をしらざるゆゑなり、(36)

とあるように、「世の中のよろづの事はみなあやしき」ことであり「奇し」き神の御しわざであるのに、自分の理でものをいうのは愚かである、と『答問録』に述べていることから、次第に何によって治癒する、何によって助かるといった人智に依拠した言説を憚るようになっていったのではないかと推察する。

命に係わる事象については精微な対応を重視し、しかし人間の力の及ばぬ領域に対してはその限界を知って神に預ける態度が示されており、これが宣長独自の思想的展開として位置づけられたといえる。

吉川幸次郎氏は「宣長は強靭な理性の持ち主である」「理性の限界をわきまえぬ思考の危険性を感じ「もののあはれ」を提示した。」と述べ、宣長における「理性と感性の二者が実は一つである思考」を感じ取っている。「理性によってものの統一する方向を求めるものは、同時に必ず文学、ことに詩への敏感な感性が必要であるとする主張がある。」「理

性は感性を併存することによってはじめて理性である。」[37]との見解は、見方によっては医学的知と国学的感性との相互関係を示し、二つの接点を指摘しているとも考えられる。

前述したように、在京時代の書簡に記されていた、「重病に苦しむ人々を救いたい」との思いは医療現場で細やかな処方によって実践されていた。患者や家族の病にあたった時、まさに真気を読み取らんと、その症状を見極め治療した。その日々の診療においては病因や疾病に関する継続的な思索が重ねられ、宣長の生命観、神観にも影響していったと考えられる。そしてこれらの営為は宣長の国学研究に深く結びついていったとみられる。現場の治療と国学研究とは相互に影響し合い、在京時代の「序」に述べられていた「自ら気が滞ることなく体を巡る状態を保つならば、病気など生じるはずもない。」としていた考えは、松阪へ帰郷し開業した後、「薬を用ひて養育すれば、諸の病の根を断ち、無病に成長する」との考えを経て、後年には「病気にかかるのも、薬やさまざまの処置にて病気が治るのも神の御しわざである。病気の時に薬や処置で病気が治るのは神がそう定めておいたためである。神のみたまによって病が治るのである。」（「疱瘡神」）とした考えへと転じていることが確認された。

おわりに

宣長以降、特に医学に関心を持った国学者としては主に平田篤胤と權田直助を取り上げることができる。「大己貴命と少彦名命が心を一つにして天下を営み、うつしき蒼生及び畜産のためにその病を療すのわざを定めた」ことに立ち戻り、神の恩頼を仰ぐのに勝ることはないとする宣長の考えは篤胤や直助にも受け継がれていったと考えられる。しかし一方で、宣長が西洋医学の詳細に言及しなかったことに対し、篤胤は目に見えぬ「気」の居所を脳髄にあると

明記している。また直助についても医論と国学を明確に結びつける「気」や、病因を「神」との関係で考察する宣長独自の視点に対する言及はみられない。以上の点から、篤胤と直助は宣長の影響を受けつつも、両者ともに宣長とは異なる立場をとっているといえよう。

本研究では「送藤文輿還肥序」全文現代語訳提示を中心に、岩崎氏宛の他の書簡及び宣長の診察記録『済世録』を調査することにより宣長の医論について考察を試みた。

これらの検討は、宣長の「医学論」と「国学」との関連の可能性を示唆するものである。今後の研究においては、その思想的背景や文献的連関を調査し、より精緻に明らかにしていく必要がある。遺言書をはじめ、その他の著作群にも顕れている「死後の世界への思想・神観」との関連性についても今後の研究課題として位置づけたい。

【付記】本稿は、令和七年度皇學館大学神道学会研究発表会における口頭発表に基づくものである。

本稿作成にあたり、資料調査にご協力くださいました東京大学国文学研究室本居文庫の古川諒太先生、本居宣長記念館の西山杏奈氏、また漢文解釈につきましてご意見を賜りました相愛大学名誉教授の千葉真也先生に厚く御礼申し上げます。

注

（1）服部敏良『江戸時代医学史の研究』吉川弘文館、昭和五十三年）参照

（2）石田一良「神道と自然科学―本居宣長における国学と医学」（『民族宗教研究』春季号、昭和五十六年）

（3）高橋正夫『本居宣長』講談社、昭和六十一年、医学校に勤務する立場から宣長の医家と思想家との「統合」の問題に興味を覚えたと序文に書いている。

（4）木下秀人「宣長の医学論―送藤文輿還肥序」平成十五年、https://web.archive.org/web/20250327042317/http://www8.plala.or.jp/hkino/file3-7.htm
（5）吉川澄美「本居宣長『送藤文輿還肥序』に見る味岡三伯流医学の影響」（その三）・（その五）『醫譚』一〇四・一一三号、日本医史学会関西支部、平成二十八年・令和三年
（6）『家のむかし物語』（『本居宣長全集』第二十巻、筑摩書房、昭和五十年）
（7）令和八年四月十八日、第四十三回鈴屋学会大会にて報告済（「本居宣長「送藤文輿還肥序」の成立について―学友 岩崎榮令―」）
（8）至眞要論曰…『素問』至眞要大篇第七十四（『素問王冰注』、台湾中華書局）
（9）『本居宣長全集』第二十巻解題、筑摩書房、昭和五十年
（10）「宣長の成年期の信仰に就いて」（『賀茂真淵と本居宣長』湯川弘文社、昭和十年）
（11）「村と町の戸口変動」（『三重県史』通史編 近世二、三重県、令和二年）
（12）「松阪町役所支配分限調帳」明和六年（『松阪市史』第十一巻 史料篇 近世（一）昭和五十七年）
（13）佐佐木信綱「松阪の追憶」（『松阪』松阪市編、淡交新社、昭和三十八年）
（14）吉川澄美『本居宣長の医学文書と一字薬名』（『日本医史学雑誌』六十八号、令和四年）
（15）吉川氏前掲書
（16）ア～エは富士川游の所蔵本。
（17）曲直瀬道三『近世漢方医学書集成』五、名著出版、昭和五十四年
（18）『本居宣長全集』第十九巻解題（筑摩書房、昭和四十八年）
（19）喜多敏明『やさしい漢方理論』医歯薬出版、平成十三年
（20）『本居宣長全集』第十九巻、筑摩書房、昭和四十八年
（21）石田一良「本居宣長の神道・国学―宣長における宗教と自然科学―」『国士舘大学武徳紀要』、国士舘大学武道徳育研究所、昭和五十九年

(22) 石田一良「神道と自然科学―本居宣長における国学と医学」（『民俗宗教研究』春季号）昭和五十六年
(23) 『本居宣長全集』第一巻、筑摩書房、昭和四十七年
(24) 「三大は天地泉（アメツチヨミ）の三ッなり」（前掲書、第十巻、昭和四十三年）
(25) 前掲書、第十四巻解題、筑摩書房、昭和四十七年
(26) 『本居宣長全集』第十九巻　解題
(27) 『うひやまぶみ』（『本居宣長全集』第一巻）
(28) 『直毘霊』（『本居宣長全集』第九巻）
(29) 『答問録』（『本居宣長全集』第一巻）、安永六―八（一七七七―一七七九）年に書かれたとされる。
(30) 「本居宣長『送藤文輿還肥序』に見る味岡三伯流医学の影響（その四）」『医譚』一〇五号、日本医史学会関西支部、平成二十九年
(31) 『本居宣長全集』第十一巻
(32) 「神代八之巻」『古事記伝十之巻』（『本居宣長全集第九巻』）四三二頁に「謂二菟神一」
(33) 「石見國なるしづの岩屋」（『玉勝間』）には、石見國邑知郡岩屋村に大きな岩屋があり、里人が大己貴命と少彦名二神のかくれ給いし岩屋である、と語り伝えていることが記されている。門人でこの地方の出身である小篠御野がその土地の人に逢って詳しく聞いた話であるとのこと。
(34) 「疱瘡の節、弱くて張すくなく、膿まはりかひなきに用て甚よろし、惣じて弱きには、疱瘡の中始終ともよろし」（『本居宣長全集』第十九巻、筑摩書房、昭和四十八年）
(35) 本居家の収入と支出に関する記録。三冊（天明八年、寛政四年、寛政十年）。
(36) 「疫病を祭ル事」（『答問録』）・「世の中の萬の事は皆神の御しわざなる事」（『玉勝間』）『本居宣長全集』第一巻「熊澤氏が神典を論へる事」（同書）にも「人の智はかぎり有て、及ばぬところ多きことを、えさとらで」とあり
(37) 吉川幸次郎『本居宣長』筑摩書房、昭和五十二年

（おがた　あみ・皇學館大学大学院文学研究科神道学専攻　博士後期課程）

資料1　「送藤文輿還肥序」原文（本居宣長記念館蔵）

送藤文輿還肥序

夫素靈也者軒岐之大経。壽世之大法也。後之為醫者。舍此而奚從以知其道耶。而其無益乎後世者。獨何也。蓋以厥旨遠厥術奇。不可融會故爾。至若三部九候。非岐黄復生。孰能察之。越人叔和妄作而降。宋元明醫固陋。僻説競起。愈滋眩人。後世爲所愚惑。而至今不寤。世醫之愚昧斯甚哉。若夫移置人迎氣口。適見其妄。頃者本邦醫人。往々以素靈陰陽旺相五行生尅説爲迂誕。擯而棄焉。甚者至於癈五藏六府（ママ）十二経（ママ）之目矣。蓋後藤子首倡之。香川子継之。而其論卓絕於千古。於乎盛言矣哉。然所言出其臆。則未必無謬誤也。如山脇氏。則識見過高而反鄙陋焉。無稽之言。無足取者。僅能用得峻劑。亦見害者過半。而全者什三四。可畏哉。大氏今人小有見解者。務事高邁。不屑小方。唯古方是施。將以槩治百病。難乎。以古方槩今病。固不可也。且不明所以使之。恐不誤天年者幾希。夫俗醫之視李朱也如聖人。古方家嗤之。而亦其視長沙也如神矣。殊不知。仲景何人。丹溪何人。是皆古之一醫人耳。立方優劣。循時世變化而製其宜也。而是古非今。偏哉。未免五十歩之失矣。巘工之投古方害乎人。不如近世處劑平穩無力之為勝也。然宋元明時諸名家之方劑。予亦不得不辨。何也。則其贊稱藥物也。大過實。而畏之信之誠如鬼神然。是以加減取捨。君臣使佐。以一品充一役。各有所掌。謂某入某経。某佐某藥。自左昇焉。自右降焉。入氣分。入血分。陰中陽也。陽中陰也。凡此類。蒙昧之甚。不容於辨矣。觀於補中益氣湯入芇胡升麻之説。則其它立方意旨。可推知已。其猶可信據乎。且以多品兼治多證。絶無厥理。藥品愈多愈鈍。古方駛烈之劑。尚恐不能克病。況乎近方碎細煩褋。加以小量。豈足以當危劇之病耶。至眞要論曰。多則九之。少則二之。藥品多焉。則其力相屈矣。品品相銷鑠也。其固弱者。至全無功。強者亦轉弱。夫如是。纔可以救唇口之渇而已。凡以湯液拯療病者。不得已也。内経中藥治之尠。可以見矣。即有此。亦單方如草澤相傳之方。而雖多乎不過三四種。亦可以證後世多味之非宜也。夫人之病。與世變焉。與地異焉。則治方

亦然。規々不知機變者。不足與語治濟矣。藥非神製之藥。方非聖裁之方也。則何必拘泥其規矩也。然又非良工得之於手而應於心者。不得輒變焉。而今者俗醫不學無術。任意伐病。不亦危乎。夫病非輕劑薄藥之所能治也。唯淵然一氣。獨能抗病而制之。其為氣也。神而不可測矣。本稟諸天。而充諸身者也。後世謂之元氣。有此氣適爲人。無焉則尸爾。此氣也有時盛衰。皆能爲病。外邪内傷。百爾疾患。皆由其盛衰而發焉。死生唯此氣之有無已。五臟六腑。以至四支九竅。得此而後各相爲其用。凡一身之政。咸出乎氣。而其政中和順從。莫有過不及。則外無六氣之犯。内無七情之傷。病何從来。至有些過不及。廼成憂恙。或自内。或自外。左右上下。逐其隙而發矣。於是乎。氣有眞邪之分。當假湯熨鍼灸。以助其眞氣。攻其邪氣也。然湯熨鍼灸。助佐眞氣之政者也。而非自攻病者也。夫眞氣之待病也。宜吐者吐之。宜利者利之。攻也補也温也凉也。無一失其所焉。其力亦能攻治大痾也。而其氣衰弱不勝任。病偶熾。則竟不能克焉。而蔚然致困矣。此氣不能制治之病。則雖司命無奈之何已。況於草藥乎。唯察眞氣所趣勢。而藥石順導輔佐之。則資其力而眞氣大振。汗吐下適其宜。病隨而瘳。苟不察眞氣之所趣。妄攻擊及温補焉。則不啻無功。亦能賊人。故治病之樞機。在察眞氣之勢也。世醫特以温補為助氣之事。而不知攻擊亦助氣之方也。不深思矣哉。治療之方術。靡匪助氣者。然此氣也。可養而不可補也。一旦大羸困。則雖費巨萬藘者。而何益之有。當是時。拱手而俟斃耳。衛生之徒。庶幾生平抱養之矣。其養之之術又無他。食薄而弗飽。形勞而不倦。思慮常寡。則氣從以順。周流不滯。其政溢乎四末。衆官莫有闕失。其病又惡乎發。經云。上工平氣。其是之謂與。養氣医之至道也。不可不慎。而古方家乃失諸攻。近方家乃失諸補。並不得適焉。悲夫。藤君文輿深察斯理。周旋乎攻補之間。而不偏不固。可謂善醫已。文輿者。西海肥人也。世持青囊事大村侯。頃歳折肱京師。叩樞素溫奥。達長沙髓腦。旁尚儒雅。厚好文辞。實予之益友也。今也臨錦衣之別。裁區々醫言。以爲贐焉。

寶暦丙子春三月

本居宣長草

別表1　薬箱内一字薬名

段	一字薬名	ア『一字薬名弘』	イ『薬品異名』	ウ『済民日用大全』	エ『薬能識』	オ『医療衆方規矩大成』	効能
1-上	桂	肉桂	×	×	肉圭	肉桂	胃腸薬・血流改善
1-上	此	×	×	柴胡	×	×	消炎排膿（火傷の薬）
1-上	薑	×	×	生姜	×	生姜	吐き気止め
1-上	芋	澤瀉	×	×	×	澤瀉	利尿
1-上	童	青皮	×	青皮	×	青皮	下腹部痛
1-上	苓	茯苓	×	×	×	茯苓	利尿・鎮痛
1-上	雪	×	桑白皮	×	×	桑白皮	咳止め・去痰
1-上	防	×	×	×	×	×	発汗、解熱、鎮痛
1-上	朴	×	×	×	×	厚朴	鎮痛、去痰
1-上	葛	×	×	×	葛私多僂謨・カストールム	葛根	エ通経剤、オ発汗・解熱剤
1-下	田	半夏	×	×	×	半夏	腹痛、咽喉痛、咳、胃潰瘍、解毒剤
1-下	苓	茯苓	×	×	×	茯苓	動悸
1-下	皓	×	×	×	×	×	整腸剤か（白朮か）
1-下	蕗	甘草	×	×	×	甘草	咳止め
1-下	葛	×	×	×	葛私多僂謨・カストールム	葛根	エ通経剤、オ発汗・解熱剤
1-下	精	蒼朮	×	白朮	×	蒼朮	健胃・利尿薬
1-下	芍	×	×	芍薬	×	芍薬	鎮痙・鎮痛薬
1-下	此	×	×	柴胡	×	×	消炎排膿（火傷の薬）
1-下	薑	×	×	生姜	×	生姜	吐き気止め
1-下	圖	×	×	×	×	桔梗	鎮咳、去痰剤
2-上	水	紫蘇	×	×	×	紫蘇	喘息
2-上	翁	木通	×	木通	×	木通	利尿薬
2-上	延	玄胡索	×	×	×	延胡索	鎮痛剤
2-上	田	半夏	×	×	×	半夏	腹痛、咽喉痛、咳、胃潰瘍、解毒剤
2-上	鉤	×	×	×	×	×	血圧降下剤
2-上	□（ラベルなし）	—	—	—	—	—	
2-上	聯	×	×	×	×	×	消化不良や腹部膨満感の改善、脚気や腹水などの浮腫
2-上	靜	×	×	×	×	荊芥（ケイガイ）	感冒薬、発熱、頭痛、咽喉痛改善薬
2-上	朮	×	×	×	×	白朮	健胃・利尿・鎮痛
2-上	荷	×	×	×	×	×	発汗・熱さまし
2-上	防	×	×	×	×	×	発汗、解熱、鎮痛
2-上	王	牡丹	×	黄連	×	牡丹皮	化膿性腫物治療薬
2-上	腹	×	×	腹皮	×	大腹皮	消化不良、腹部膨満感の改善、脚気や腹水などの浮腫

2-上	羌	×	×	×	×	羌活	鎮痛、抗炎症
2-上	葶	×	×	×	×	葶藶	利尿・強心作用・去痰作用
2-下	蠻	×	×	木瓜	×	木瓜	去痰・呼吸器疾患や悪心・下痢
2-下	茈	×	×	×	×	黄芪（オウギ）	利尿、血圧降
2-下	簍	—	—	—	—	—	—
2-下	□（ラベルなし）	—	—	—	—	—	—
2-下	荷	×	×	×	×	×	発汗・熱さまし
2-下	芩	×	×	×	×	黄芩	抗炎症
2-下	順	×	×	×	順	×	—
2-下	使	×	×	×	×	×	回虫駆除
2-下	圖	×	×	×	×	桔梗	鎮咳、去痰剤
2-下	軍	×	×	×	×	×	消炎性下剤
2-下	紅	紅花	×	×	×	紅花	腹痛・月経不順・浄血
2-下	查	×	×	山査	×	山査子	消化不良改善
2-下	□（ラベルなし）	—	—	—	—	—	—
2-下	洗	栎椰	×	屠栎子	×	栎榔子（ビンロウシ）	関節の腫れ、むくみ改善
3-上	安神	×	×	×	×	安神散	心気不足・産婦血虚改善
3-上	順氣	×	×	×	×		—
3-上	三黃	×	×	×	×	三黄丸	関節の腫れ、むくみ改善
3-上	將軍	×	×	×	×	×	健胃、胃腸炎、消化不良
3-上	幼□	×	×	×	×	×	—
3-上	椒梅	×	×	×	×	胡椒梅（「椒」…胡椒）	回虫駆除
3-上	雙紫	×	×	×	×	雙紫圓	小児熱・腹張
3-上	啓脾	×	×	×	×	×	消化不良、下痢
3-上	會	×	×	芦薈	×	五味子	鎮咳、去痰
3-上	芊	地黃	×	×	×	熟地黄	血液関連の症候、水分の代謝・循環障害
3-上	要	×	×	×	×	遠志（ヲンシ）	中年期以降の物忘れの改善
3-上	德	杏人	×	杏仁	×	×	胸にたまった水分、痰などを治す
3-上	芒	芒消	×	×	×	芒硝	瀉下（下す作用）、清熱
3-上	猪	×	×	×	×	猪苓	排尿異常改善薬
3-上	婆	藿香	×	×	×	藿香	感冒・頭痛・嘔吐・下痢
3-上	周	×	×	升麻	×	升麻	皮膚の化膿性疾患改善
3-上	酸	×	×	×	×	酸棗仁	鎮静、精神安定剤
3-中	棗	×	×	大棗	×	×	咳止め・腹中痛改善薬
3-中	搖	独活	羊霍	×	×	「榣」：獨活	ア・オ疼痛、知覚麻痺、冷え、イ不明
3-中	胡	×	×	×	×	延胡索（※「延」も同薬）	鎮痛剤
3-中	俟	×	×	×	×	「俟」：香附子か	頭痛・腹痛・月経不順など婦人病の万能薬

3-中	芷	×	×	×	白芷	白芷	頭痛・腫れ物
3-中	房	×	桔梗	×	牛房	×	咽頭炎
3-中	愛	麦門冬	×	×	×	麦門冬	気管支炎
3-中	兆	×	桃仁	×	×	×	血液の停滞・下腹部の膨満痛
3-中	小	×	×	細辛	×	細辛	胸部、横隔膜のあたりに病邪のとどまっているもの、水毒（水分の偏在）改善薬
3-中	花	×	×	×	×	天花粉	通経、利尿、排膿剤
3-中	勤	貝母	×	×	×	貝母	水分代謝障害改善
3-中	蜜	木香	×	木香	×	木香	嘔吐、下痢
3-中	烏	×	×	烏茉	×	烏梅	整腸剤・下痢止め・駆虫薬
3-中	呉	×	×	×	×	呉茱萸	鎮痛、健胃、止瀉 、駆虫
3-中	縮	×	×	×	×	×	健胃、鎮痛、止嘔、止瀉剤
3-中	句	×	×	×	×	翟麦	—
3-中	芎	×	×	×	×	川芎	消化不良、腹痛、嘔吐、下痢、食中毒
3-下	退	×	×	×	×	蝉退	解熱薬、止痒薬
3-下	嬴	×	×	×	×	×	通経、利尿、排膿
3-下	筯	×	×	×	×	×	風邪、肺炎
3-下	屠	黄蘗	黄栢	×	×	×	胃腸の炎症性病変、熱感を伴う下痢、有熱性の疾患
3-下	洪寶	×	×	×	×	×	—
3-下	三製	×	×	×	×	×	—
3-下	歸	×	×	×	×	當歸	腹痛、貧血症
3-下	決	×	石-明	×	×	決明子	利尿、消炎、便秘、胃腸病、高血圧、眼病、口内炎
3-下	銀	×	金-花	×	×	金銀花	解熱・解毒薬
3-下	軹	連翹	×	×	×	×	感冒薬、解熱、解毒、排膿、消炎剤
3-下	賊	×	木-	×	×	木賊	眼疾、止血
3-下	茉	車前	×	×	×	車前子	ア排尿困難、排尿障害、妊婦の排尿障害改善、オ止血
3-下	蒺	×	×	×	×	蒺莉	駆瘀血（血の巡りの改善）
3-下	液	滑石	×	×	×	滑石	尿量減少改善薬
3-下	理	×	×	×	×	×	解熱剤
3-下	泉	×	×	×	蜀羊泉	沈香	皮膚病薬
3-下	箱	×	×	×	×	×	高血圧、眼科疾患、鼻血、皮膚掻痒症

×…書籍に掲載なし
—…不明

図1

一段目

桂 発汗・解熱	芷 消炎	薑 吐き気止め	芋 利尿	童 腹痛	苓 利尿・鎮痛熱	雪 咳止め・去痰	防 解熱・鎮痛	朴 鎮痛・去痰	葛 発汗・解熱
田 嘔吐・胸痛	苓 利尿・鎮痛	皓 整腸か	蕗 咳止め	葛 発汗・解熱	精 胃腸薬・利尿	芍 鎮痛	芷 消炎	薑 吐き気止め	圖 咳止め

二段目

水 喘息	翁 利尿	延 鎮痛	田 嘔吐	鉤 血圧降下		聯 消化不良	靜 感冒薬	朮 利尿・鎮痛	防 発汗・解熱
蠻 去痰	芭 利尿・血圧降下	■		荷 解熱	芩 抗炎	順	使 虫下し	圖 咳止め	軍 下剤

荷 解熱	王 化膿止め	腹 消化不良	羌 鎮痛	葶 利尿					
紅 腹痛	査 消化不良		洗 浮腫み						

三段目

安神 血虚	棗 咳止め	退 解熱							
順氣	搖 疼痛・冷え	羸 利尿							
三黃 浮腫み	胡 胃薬	筋 感冒・肺炎							
將軍 消化不良	俔 婦人病	屠 下痢							
幼	芷 頭痛・腫れ物	洪寶							
椒梅 虫下し	房 咽頭炎	三製							
雙紫 小児熱・腹張	愛 気管支炎	歸 腹痛・貧血							
啓脾 消化不良	兆 血液停滞・下腹部膨張	決 利尿							
會 咳止め	小 水毒	銀 解熱							
苄 咳止め	花 利尿	軓 感冒薬							
萸 物忘れ	勤 水分代謝	賊 目薬							
德 痰	蜜 嘔吐・下痢	芣 排尿							
芒 下剤	烏 虫下し	蕨 血の巡り							
猪 排尿	呉 虫下し	液 尿量							
婆 感冒薬	縮 胃薬	理 解熱							
周 皮膚薬	句	泉 皮膚薬							
酸 精神安定剤	芎 消化不良	箱 高血圧							

別表2　月別処方薬名・服数表（安永七年）

処方薬剤	安永7年正月（服数）	安永7.2	安永7.3	安永7.4	安永7.5	安永7.6	安永7.7	安永7.閏7	安永7.8	安永7.9	安永7.10	安永7.11	安永7.12	合計	
ア															
洗薬	1		4											5	
イ公												2	11	13	
一順									2	6				8	
イレ	15	30	20	18	2	113	86	133	43	42	2	8	10	522	②
イレキンカ									6						
芋肚兆軍レ田永											1			1	
ウハイ		5	2	1	1	1	1	2	7	2	3	2	3	30	
永芍才田文丹	10													10	
益芋丹肚レ木耳									12					12	
益永田童									2					2	
益田永芋朮									2					2	
益田永芋童									17					17	
益田永耳			2											2	
益田永淡洞童洗						7								7	
益田永テ水												4		4	
益田永童洞										3				3	
益田淡童芍肚蠻						9	2							11	
益童田茹洞吉芍永									21	7				28	
延紅王丹朮千ソ												2		2	
延芍益ソ千朮									2					2	
大ホト									1					1	
カ															
賀公								1						1	
加道	5												18	23	
加小										6		9	3	18	
カレ								1	1		1	4	10	17	
カレ軍洞永													6	6	
還晴						3		2						5	
還セイ										12	18			30	
甘レ										1	2			3	
金	3	12	2	11	17	24	36	10	6	15	15	2	5	158	
金加		38	6	10	23	60	134	9	9					289	⑥

金三							51			5				56	
軍丸							2			1		1		4	
軍レ										2				2	
軍レ丹芍吉									2					2	
ケイヒ		4		4	19		1	46	22	6	29	6		137	
ケヒ					5					4				9	
建六						23								23	
公							2							2	
公カツ		3	2	13	2			2		3	4	8	4	41	
香カツ			13	1										14	
公法								1						1	
五香	1													1	
五公	5	1	3		2			1						12	
粉薬						1								1	
五レ		5					24	20	1					50	
サ															
齊	26	53	73	91	48	56			7	3	24	17	23	421	④
才		11	3	35	3	22								74	
才吉芍防レ丹文ケ	6													6	
才丹芍耳文			12											12	
才丹レ防芍耳							2							2	
才文丹防芍ケ退					4									4	
三ゴ				2										2	
彡二分フ朮盆芍永ケ	2													2	
才へ									3					3	
才平		37	32	29	26	42	33	46	24	3				272	⑦
才了			15	20		18	4	12						69	
三黄								2						2	
三セイ					8	2		5	3	1	2	2	1	24	
彡レ							2							2	
三和						9								9	
芍朮千童延ソ丹								5						5	
芍朮童肚淡千芋ソ							9							9	
十ソ	5	51	75	65	61	35	4	60	34	32	92	85	16	615	①
十ソ千朮					5									5	
朮益童田芍永								16						16	
朮芍丹王才肚芋皓								7	2					9	
除			2		2	28	23	4		9	2			70	

小カン						41	67	20	44	45	10	5	2	234	⑧
小才	3	17	23		11	12	21	6	5	12	3	31	43	187	⑨
小順						1		3	1					5	
小承					2					2				4	
小上						14	4				2			20	
筬膽					10									10	
小田							3	6		3			4	16	
四レ								11	4					15	
千						4								4	
千朮	30	77	40	6	33	74	43	14	32	30	21	45	14	459	③
千ソ朮王丹可紅延芍												8		8	
ソ皓芍延朮童			2											2	
ソ童ウ洞紅丹芍									5	2				7	
タ															
大順	1	1			3	2	4		1	1				13	
大肚						30								30	
丹文洞淡軍								2						2	
田吉文丹芍防レ	3													3	
天香							7				3			10	
天公											35			35	
田心	3		3			2		1	14				6	29	
天青						1								1	
田千丹防吉洞			15											15	
肚芍ソ千ウ朮									25					25	
肚千芍童朮ソ童			10											10	
道中薬		10												10	
投薬なし（初診）	10													10	
ナ															
内タク			13	2	2						2		27	46	
二												16	30	46	
二加		15	44	28	51	18	18	15	36	10	55	53	9	352	⑤
二陳	2			27	7					5	6	3	4	18	
ハ															
八順									4					4	
フ			1											1	
船						6		4	14	1				25	
不明（前記なし）	1													1	
フリ							8		2					10	

平イ							12			7	9	3		31
屏ケ丹レ芍使										6	2			8
防ケ精芍ウ朮													2	2
防ケ丹レ芍才									4					4
防ケ丹レ芍精													2	2
防ケ房レ丹芍才			5											5
防ケレ丹齊芍										10				10
防ケレ丹芍										10	2			12
ホト	6	16	8	15	11	18	18	27	13	19	5	7	3	166 ⑩
マ														
宮晴								5	17	15				37
目洗薬	25	1												26
ムシカハキ							15							15
ヤ														
雪			6		10						2	8		26
ラ														
リ中						3					1			4
龍王湯									1					1
レ丹防ケ芍房		6												6
六			12	5		7		4		15			4	47
六君				45	2	20	22	4	8	2	1		46	150
	163	393	448	428	370	706	658	507	459	358	354	331	306	5481

※加減したものはその基本処方の薬名のものに集計した
※欄外の○数字は別表３の処方数順位

別表３　処方数順位と出典

	表記名	薬名	処方数	効能	利水・補益	掲載書籍	『方彙簡巻』有無	『古今方彙』有無
1	十ソ	十味芎蘇散か	615	感冒薬	理気（気の流れを整える、気の滞り・張りの改善）	医林纆墨大全	○（十蘇）	○（十味芎蘇散）
2	イレ	胃苓湯	522	胃薬	利水（除湿）	衆方規矩	○	○
3	千朮	白朮または蒼朮	459	胃薬・利尿	補気（元気を補う、疲れやすい人に）・利水	衆方規矩	×	○
4	斎	葛根湯	421	感冒薬	解表（発散）	傷寒論	×	○
5	二加	加味二陳湯	352	去痰	理気	衆方規矩	×	○
6	金加	加減不換金正気散	289	胃腸薬	利水	衆方規矩	○	○
7	才平	柴平湯	272	胃腸薬	理気、利水	衆方規矩	×	○
8	小カン	消疳湯	234	消化促進	補益（虚弱改善総合薬）	衆方規矩	○	○
9	小才	小柴胡湯	187	感冒薬	和解（調整剤）	衆方規矩	○	○
10	ホト	補中益気湯か	166	疲労回復	補益	衆方規矩	×	○
11	金	不換金正気散	158	胃腸薬	利水	衆方規矩	○	○
12	六君	六君子湯	150	胃腸薬	補益、利水	衆方規矩	○	○
13	ケイヒ	啓脾丸	137	胃腸薬	補益	万病回春	○	×
14	才	柴胡湯	74	胃腸薬	和解	衆方規矩	×	○
15	除	除湿羌活湯または除湿補気湯	70	関節痛・頭痛薬	補益	衆方規矩（除湿羌活湯）	○	○（除湿補気湯）
16	才了	柴苓湯	69	胃腸薬	利水	衆方規矩	×	○
17	金三	不明	56	—	—	—	—	—
18	六	六君子湯か	47	胃腸薬	補益、利水	衆方規矩	○	○
19	内タク	内托散	46	化膿性皮膚疾患・蓄膿症・慢性中耳炎	補益	衆方規矩	○	○
20	二	二加か	46	去痰	理気	衆方規矩	×	○

皇學館論叢　第59巻第2号
令和8年7月10日

研究ノート

わが国の視覚障害教育の始まりから近代までの福祉・教育制度と教育内容の変遷

藤澤　憲
鎌田明美

□ 要　旨

本研究では、わが国の視覚障害教育の始まりから近代における制度や教育内容等の変遷を時系列に整理し、近代の視覚障害教育にどのような教育的影響を及ぼしているのか考察した。その結果、視覚障害教育は国内外の文化の影響を受けながら、それぞれの時代背景における福祉・教育制度と深く結びついていることが示唆された。具体的には、明治期に京都盲唖院が設立され、大正から昭和初期にかけて視覚障害教育に関する制度の整備が行われ、職業的保護を目的とした分離教育から点字の普及による学問教育が実施された。また、戦後には学校教育法により盲学校が義務教育化し、学習指導要領に基づく統合教育が展開された。さらに、2000年代になると、インクルーシブ教育や特別支援教育への移行が実施され、近代ではICTの活用により、学習環境の多様化と個別化が進み、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ教育の実現が目指されていることが示唆された。今後の課題として、各時代背景を踏まえながら、まだ知られていない事実に対して各制度と教育との細かな変遷の経過にも焦点を当てていく必要性があげられた。

□ キーワード

視覚障害教育の歴史的背景、制度や学習内容の変遷、点字の普及、
学習指導要領改訂、インクルーシブ教育

はじめに

わが国における視覚障害教育の歴史は、明治時代に始まり、戦後の教育改革や福祉制度の充実、インクルーシブ教育の推進を経て、現在に至るまで大きな変遷を遂げてきた。今後、視覚障害教育では発達障害児への支援や、時代の変化と相まって様々な障害の多様化への対応などを見据え、医療・福祉をはじめとする関係諸機関とのさらなる協働が求められるのではないかと考えられる。

これまでの視覚障害教育の歴史に関する研究を概観すると、第二次世界大戦後の盲・聾教育義務化や、点字による教育に至った歴史的経緯が報告されている[1)]。また、わが国の明治期後期から第二次世界大戦前における視覚障害者の職業教育と進路保障に関する歴史的考察として盲教育（視覚障害教育）大会等の議論の報告がされている。この報告では、大正期において鍼按業を中心として盲人の能力と適性に応じた職域の拡大が模索され、戦前において従来の按摩業での社会自立が困難な盲人を中心とした職業教育だけでなく、「全人教育」の視点に立った職業教育や進路保障についても深く議論されていたことが示されている[2)]。さらに、第二次世界大戦前のわが国と韓国の視覚障害者教育政策の比較研究が報告され、例えば明治期後期における韓国の朝鮮総督府済生院盲唖部では盲人に鍼按業を、聾唖人には洋裁、裁縫関連職業をそれぞれ開拓し、盲唖人に対して教育制度や教授方法を積極的に導入したことが示されている[3)]。近年では視覚障害特別支援学校の生徒数変動の傾向を調査した研究がみられる。具体的には和田・山岸（2024）の全国盲学校長会が実施した「全国盲学校生徒等調査」の研究において、理療関係学科生徒数の令和５年度と令和元年度を比較すると高等部本科保健理療科は56名/90名、専攻科保健理療科は151名/219名、専攻科理療科は312名/447名といずれも減少していることを報告している。この要因の一つとして、視覚障害特別支援学校専攻科から大学へ編入可能となったことが影響していることを示唆している[4)]。これらの研究では、点字による教育や職業教育、進路保障の推進、戦前の日韓の制度に関する比較研究、近年の視覚障害特別支援学校の生徒数変動の調査などが報告され、現在の視覚障害

教育を模索していく上で貴重な知見であることがうかがえる。一方で、これまで視覚障害教育の始まりから近代に至る教育に関する制度の変遷と教育的措置や、こどもたちの学び等について時系列に分析された文献はあまり見当たらない。視覚障害教育の始まりから近代までの福祉・教育制度の変遷や、こどもの学び等の経緯を調査し、主な知見を収集することにより、これまでどの時代に、どのような制度や学びの内容が重要視されてきたのかが明確になり、今後の視覚障害教育推進に大きな手がかりになるのではないかと考えられる。

そこで、本稿ではわが国の視覚障害教育の始まりから近代における制度や教育内容等の変遷を時系列に整理し、近代の視覚障害教育にどのような教育的影響を及ぼしているのか考察を加える。具体的にはまず、「1. 視覚障害教育の始まり」「2. 大正から昭和の戦前まで」「3. 昭和の戦後から平成へ」「4. 平成から令和へ」の四つの各章において、視覚障害教育に関する制度や学びの特徴等をそれぞれ述べる。次に、最後の「おわりに」の章において、視覚障害教育の始まりから近代までの制度や教育内容の変遷において大きな節目とされる時期をあげ、それらの歴史的内容について考察を加える。

1. 視覚障害教育の始まり

1878（明治11）年、わが国初の視覚障害児の教育機関として古河太四郎らにより京都に京都盲唖院が設立されたのが、わが国初の視覚障害教育の始まりであり、障害児教育（特別支援教育）の始まりでもあるとされている。それ以前の教育では、盲僧等の職能組織をもった盲人の間で琵琶、三味線、琴等の音曲が徒弟的な教育によって伝授されていることが述べられている[5)]。また、江戸時代の末期には各地の寺子屋において視覚障害者に教育が行われていたことが報告されている[6)]。京都盲唖院が設立された当初は盲人と聾唖が一緒に教育を受けていた。「聾」とは聞こえないことを意味し、「唖」とは話せないことを示している。

東京ではイギリスに留学した山尾庸三の盲唖学校創設の建白書に端を発し、1875（明治８）年頃、外国人宣教師や開明的な知識人などが、盲人を教育する

ための訓盲所を設立しようという運動を起こした。その集まりは楽善会と呼ばれ、当時の東京府に対して訓盲所設立の許可を求め、募金なども行った[2)]。さらに、この許可が1876（明治９）年３月に府知事名で許可され、盲人用凸字教科書等の作成に入るとともに、同年７月から築地に校舎建設が始まった。1880（明治13）年、楽善会訓盲院が設立され、東西の両都に盲・聾児を教育する学校が誕生した。楽善会訓盲院は後に文部省の直轄学校として東京盲唖学校に改名された[2)]。その後、京都府立盲唖院や東京盲唖学校のような学校を設置しようとする機運が次第に地方にも及んでいったが、学校の学制の中での位置づけは不透明なままであった。1890（明治23）年10月の改正小学校令の制定により、盲唖学校の設置・廃止に関する規定や、学校の教員の資格、任用、解職及び教則等も規定され[3)]、1891（明治24）年11月の文部省令において盲唖学校の制度上の基礎が明確になったといえる。

点字は、わが国の江戸時代の1825年にフランス人で自身も視覚障害者であったルイ・ブライユによって創案された文字である[7)]。日本では1890（明治23）年に東京盲亜学校教員の石川倉次がルイ・ブライユの考案した６点点字を基に日本語に翻訳し、盲人にとって自由に読み書きできる文字が獲得された[7)]。盲・聾教育を行う学校数も次第に増加し、1897（明治30）年には４校であったが、1907（明治40）年には38校に至った[8)]。そんな中、全国の指導的立場にあった東京盲唖学校では盲と聾の障害者を同時に同一校で教育するのは双方にとって不利不便で妨げが多いとする論が起きた。そこで、1909（明治42）年４月、文部省は直轄諸学校官制を一部改正して新たに東京盲学校を設置した。また翌1910（明治43）年３月、従来の東京盲唖学校を廃止し、東京聾唖学校を設置した[12)]。これらの学校設置により、盲・聾分離の先鞭がつけられたといえる。

この時期の教育の特徴として、当時、京都盲唖院、楽善会訓盲院も点字がない教育から始まり、当時の文字指導では、紙をよって文字を表した「こより文字」、ろう盤にへらで文字を表した「ろう盤文字」、瓦片に文字を浮き出させた「瓦文字（陶器文字）」、木板などに文字を浮き上がらせる「凸字」などで教育が展開されていた[7)]。具体的には1880（明治13）年の京都盲唖院では、修業年限が５年の一日５時間であり、履修科目は読書、書取、綴字、地理、算術、習字、

触感、聴覚の８科目であった[9]。盲児の特性に応じた配慮として、一般の漢字や仮名文字をそのまま触覚に引き写す方法を工夫し、木版に刻んだ仮名や漢字を同様に指先で触読させていた[9]。また、1880（明治13）年の楽善会訓盲院の授業も京都盲唖院とほぼ同様のものであり、木製凸字、鉛製凸字、瓦製凸字などが工夫・製作され、その後凸字を紙に刷出する紙製凸字が使用されるようになった[9]。さらに、1885（明治18）年にマッサージがわが国に紹介された。京都盲唖院設立当初の按摩術科では、按摩を指導する教員がおらず、生徒が按摩にかかり、手技を覚えて生徒同士で互いに教え合っていた。京都盲亜院の卒業生で1886（明治19）年に按摩術科の教員として採用された谷口富次郎は1908（明治41）年頃に「鍼科新書」を、続いて「鍼按婦人科学」等をそれぞれ執筆し、鍼灸按摩の技術普及に貢献した[10]。一方、楽善会訓盲院では、鍼治の指導、研究が進められた。

2. 大正から昭和の戦前まで

大正に入り、1923（大正12）年８月、盲学校及聾唖学校令という勅語が制定され、盲学校と盲唖学校における教育目標として、普通教育とともに生活に必要な知識・技能を授ける職業教育を行うことが謳われていた[11]。また、これまでの盲学校では比較的低学年から職業教育を履修させており、普通教育、職業教育とも十分な指導ができないまま社会に自立させていくことが多かった。しかし、新しい制度では、普通教育と職業教育とをはっきりと分離し、ともに充実した指導が可能になった[12]。続いてこれに基づく文部省令である公立私立盲学校及聾唖学校規程も公布された[7]。これらの措置により、わが国の盲唖学校は盲学校と聾唖学校という二種の学校に制度上分離されることとなり、道府県に二種の学校の設置が義務づけられた。また、学校運営に必要な経費は道府県が負担すべきこと、公立学校では初等部や予科の授業料、入学料等は徴収しないことなどの施策が明確にされた。さらに、これまで私立学校として発足したケースの多かった盲・聾唖学校が道府県に移管されていく傾向が強まった[11]。

昭和に入り1929（昭和４）年、全国盲聾唖教育大会において、東京盲学校の

秋葉馬治が「盲人新職業に関する件」と題し研究発表を行い、西洋音楽家、楽器調律師、盲学校普通科教員、授産所の経営になる手工業などの職業の必要性をあげている[13]。1935（昭和10）年、第７回帝国盲教育会総会において全国の各盲学校から多くの答申が寄せられ、東京盲学校では盲人職業問題を科学的に解明するための職業研究機関設置の必要性が謳われていた[13]。1937（昭和12）年、第９回帝国盲教育会総会では、文部省の「盲学校における全盲生徒の職業上、とくに留意すべき事項」の諮問に対して、既に設置されていた鍼按、音楽両科の改善振興とともに、全盲生徒にも可能な他の職業種目について答申している[14]。

盲・聾児の就学率に着目すると、1922（大正11）年の盲・聾児の就学率はわずか12％であったが、1936（昭和11）年の文部省の盲・聾児童調査では道府県を平均して盲児39％、聾児46％の就学率であった[15]。

この時期の教育の特徴として、盲学校教育では国語読本が刊行されてから、読方指導や綴方指導に目が向けられ、昭和10年代に入って国語教育に関する研究の広がりがみられた。算数指導では、テーラー計算機等による数理的思考を育てる指導が普及し、昭和初期から盲人用作図器が広く用いられた[16]。また、理科指導では直接指導から生活理科の指導になった。体操指導では、投技等が加えられて円周走や盲人用球技も導入された。音楽科ではピアノの導入により、洋楽の教育が行われた。さらに、職業教育としての鍼按では鍼按科用教科書が出版され、指導法についての研究が進められた[16]。

3. 昭和の戦後から平成へ

戦後1947（昭和22）年、教育基本法が制定され、「教育を受ける権利」及び「教育の機会均等の原則」により、心身障害児の義務教育の機会が初めて確立された[16]。また、同年に学校教育法が公布され、わが国の６・３制義務教育制度が位置づけられた。1948（昭和23）年、養護学校（特別支援学校）に先駆けて、盲学校と聾学校の就学義務が課された。また、以後毎年学年の進行とともに拡大され、1956（昭和31）年に盲・聾学校の小学部及び中学部について９年の義務教育制が完成した[17]。義務教育制施行後、1955（昭和30）年の障害別の対象児

童生徒の実態調査において、全国で盲者は13,000人と推定された[18]。また、1967（昭和42）年の「児童生徒の心身障害に関する調査」では、両眼の矯正視力0.04未満の者は全国の児童生徒の0.015％、0.04以上0.1未満の者は0.016％、0.1以上0.3未満の者は0.049％で、盲・弱視教育の対象となる両眼の矯正視力0.3未満の児童生徒の出現率は0.08％であった[19]。また、この時期盲学校における幼稚部教育が盛んに行われるようになり、1967（昭和42）年には数校で30名程度の盲幼児を対象に指導していた。しかし、1977（昭和52）年には45学級、270名となった[20]。

1960（昭和35）年度、「身体障害者雇用促進法」が制定され（1993年に現在の名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改称した）、障害者がその能力に応じて自立した職業生活を送ることができるように職業生活を送ることができるように就業の機会を提供・確保した[21]。翌1961（昭和36）年に学校教育法が改正され、同法第71条の２において盲学校、聾学校又は養護学校に就学する盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者もしくは病弱者の心身の故障の程度を政令で定めることになった[22]。また、1962（昭和37）年の学校教育法施行令の改正によって、盲者とは、①両眼の視力が0.1未満のもの、②両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの、とされた[23]。

この時期の教育の特徴として、昭和30年代に入り、盲学校の学習指導要領制定作業が本格化し、1957（昭和32）年に教材等調査研究会（盲学校部会）及び教育課程審議会の審議を経て、「盲学校小学部・中学部学習指導要領一般編」が作成された。続いて1960（昭和35）年に「盲学校高等部学習指導要領一般編」が作成され、文部事務次官通達によって「盲学校小学部・中学部学習指導要領一般編」とともに同年４月から実施された[24]。また、盲学校各部の学習指導要領が1964（昭和39年）から1966（昭和41年）にかけて順次改定され、文部省告示による盲学校学習指導要領小学部編、盲学校学習指導要領中学部編及び盲学校学習指導要領高等部編が制定された[25]。これらの学習指導要領の特色として、教育の目標、各教科の目標、各学年別の目標・内容等について盲学校独自

の立場で規定したことや、各教科の目標・内容等について全盲の児童生徒を対象とし、弱視児童生徒については保有する視覚を活用した指導を積極的にすべきことがあげられる。さらに、教科、その他の領域の種類、時間数（高等部は単位数）については小学校、中学校又は高等学校にほぼ準ずることとした[25]。つまり、1964（昭和39）年から1966（昭和41）年にかけて改定・実施された小・中学部の盲学校学習指導要領では、具体的な教育目標は示されず、小学校等の学習指導要領の各教科の目標や内容に倣ったものであった。また、各教科の目標・内容については、小・中学校に準ずることが規定されていた。ここでいう「準ずる」とは、「基本的に同じ」という意味である。

これらの現状の中、上述した学習指導要領の改定に即応して1971（昭和46）年３月に「盲学校小学部・中学部学習指導要領」と1971（昭和46）年10月に「盲学校高等部学習指導要領」がそれぞれ制定された[25]。小・中・高の各学部の盲学校学習指導要領に着目すると、児童生徒の障害の種類・程度、能力・適性等に適合した適切な指導ができるように基準の弾力化を図ったことや、重度重複障害者に対して特別の教育課程の編成が可能になったこと、養護・訓練が新たな領域として位置づけられたことがあげられた[25]。養護・訓練は視覚障害児童生徒が障害を克服し、心身の調和的発達を遂げる上で重要な意義をもち、指導内容は「心身の適応」「感覚機能の向上」「運動機能の向上」「意思の伝達」に分けられた。具体的に「心身の適応」では自己の障害理解、障害克服の態度と習慣の形成、「感覚機能の向上」では感覚補助具の活用、物の材質・形状・状態の判別、音の変化の認知、量の感覚的把握、事象の時間的順序づけ、空間表象の構成と空間認知、「運動機能の向上」では協応動作の向上、姿勢の矯正、歩行能力の向上、基本的生活行動様式の習得及び向上、作業における巧緻性と敏捷性の向上、「意思の伝達」では発音・発声の調整と場に応じた表現法の改善、点字や普通の文字学習の基礎能力の向上、作業における巧緻性と敏捷性の向上、などが指導内容に位置づけられた[26]。

弱視教育に着目すると、1933（昭和８）年に当時の東京市麻布区の南山小学校に設置された「視力保存学級」が開設され、弱視児の残存視力を保存するための保護教育が第一の目標であった。第二次世界大戦後、各地の盲学校の中で

弱視教育が取り組まれ、視力保存よりも視力の有効な活用に重点が置かれた。その後、小学校や中学校において弱視教育の必要性が謳われ、1963（昭和38）年に大阪市立本田小学校に弱視学級が開設され、以後各地の小学校や中学校内に弱視学級が開設された[27]。一方で弱視学級は増加していったが、1975（昭和50）年代あたりから全国の盲学校在籍児童生徒数は著しく減少した[27]。

職業教育に着目すると、1964（昭和39）年に東京教育大学教育学部附属盲学校と大阪府立盲学校の高等部専攻科にリハビリテーション科が初めて設置された。また、翌年には徳島県立盲学校にもリハビリテーション科が設置され、地元の大学医学部の指導や医療機関の協力を得て理学療法士の養成が行われた。1966（昭和41年）からの盲学校学習指導要領高等部編の実施に伴い、同年２月に「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」が制定され、理療科は盲学校高等部における専門教育を主とする学科としてリハビリテーション科、音楽科及び調律科とともに位置づけられた。さらに、1973（昭和48年）からリハビリテーション科が「理学療法科」と改称され、「家政科」が新設されるとともに、理療科は「保健理療科」と「理療科」となった。とくに理療科は教育の近代化の観点から、従来３年制又は別科２年制の理療科において、あん摩マッサージ指圧師を養成していた。しかし、３年制の「保健理療科」に名称が改められ、本科と専攻科の計５年制においてあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成した「理療科」を廃止し、３年制専攻科の「理療科」に名称が統一された[28]。

4. 平成から令和へ

時代が平成に入り、盲学校において幼児児童生徒に教育するという方策のみならず、盲学校がこれまで地域の視覚障害幼児児童生徒に対して教育相談などを通して様々な支援を積み重ねてきた実績を踏まえて、地域支援の拠点校としての役割を積極的に打ち出していく「盲学校のセンター化構想」が謳われた[29]。このような状況の中、まず教育に関する制度に着目すると、1993（平成５）年、学校教育法施行規則の改正により、「通級による指導」が施行され、小学校等

の通常学級に在籍している障害の程度が軽度の児童生徒たちへの支援が教育制度上の課題として認識されるようになった[30]。通級による指導（弱視）の対象となるのは「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」とされた[30]。例えば、小学校等の通常学級に在籍している弱視の児童生徒が必要に応じて通級指導教室に通い、ことばの指導や聞き取りの指導などを受けることができた。また、この制度改正により、従来盲学校を中心に実施されていた資格認定制度が見直され、あん摩・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師の資格試験が国家試験へ移行した[31]。

2006（平成18）年の通常国会において学校教育法の一部改正が行われ、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」に変わり、翌2007（平成19）年度から特別支援教育制度が施行された。この施行の背景には2006（平成18）年12月に採択され、2008（平成20）年５月に発効した「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）の影響がある。わが国は障害者権利条約の内容に鑑み、国内の様々な法律を整備してから本条約を批准するという方針であった[32]。そのため教育においても、学校教育法等の整備を行う必要に迫られ、2008（平成20）年７月､文部科学省は中央教育審議会初等中等教育分科会に審議要請を行った。また、文部科学省は、「特別支援教育の推進に関する特別委員会」を設置し、同年８月に設置された「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討を進めた。2012（平成24）年７月、同分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を提言している[32]。このような流れの中で、2014（平成26）年１月にわが国も障害者権利条約を批准した[33]。さらに、従来、通級の指導は主に小・中学校で実施されており、高等学校段階における支援体制の不足が課題とされていた。こうした状況を踏まえ、2018（平成30）年より、高等学校の通級による指導が開始された。2019（令和元）年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行された。また、視覚障害者だけでなく、発達障害者や高齢者等、通常の印刷物の読書に困難を有する人々が、等しく読書の機会を保障される社会の実現を目的として制定された[31]。

次に平成以降の視覚障害教育に関わる学習指導要領改訂の変遷について着目すると、1999（平成11）年から2019（平成31）年にかけて、大きく五度の改訂と一度の一部改正が行われた。平成以降の視覚障害教育に関わる学習指導要領改訂の変遷について示したものが表1である。

表１　視覚障害教育に関わる学習指導要領改訂の変遷

改訂年	対　象
1999（平成11）年	「盲学校・聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」改訂 「盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」改訂 「盲学校・聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」改訂
2003（平成15）年	「盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」一部改正 「盲学校・聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」一部改正
2009（平成21）年	「特別支援学校幼稚部教育要領」改訂 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」改訂 「特別支援学校高等部学習指導要領」改訂
2015（平成27）年	「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」一部改訂
2017（平成29）年	「特別支援学校幼稚部教育要領」改訂 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」改訂
2019（平成31）年	「特別支援学校高等部学習指導要領部改訂

表１に沿って平成の教育の主な特徴に着目すると、1999（平成11）年の盲・聾学校及び養護学校学習指導要領等の各学部の改訂では、基本方針として、幼・小・中・高等学校に準じた改善を図ること、障害の重度・重複化等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実することが示された[32]。教育課程では共通して幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」が新たに位置づけられた。この「自立活動」は「５つの区分（健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き）」と「各区分に属する計21の内容項目」で整理された。なお、知的障害養護学校の各教科については独自に示された。1971（昭和46）年の聾学校学習指導要領からの改善点として、自立を目指した

主体的な活動を一層推進する観点から従来の養護・訓練が自立活動に名称変更された。また、早期からの相談体制の充実から幼稚部において３歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項が定められた。さらに、職業的な自立の推進として、特色ある聾学校の専門教科・科目構成、教科「情報」の新設、企業等における就業体験の機会の促進、障害のある幼児児童生徒との交流について述べられている[34]。

2003（平成15）年の盲・聾学校及び養護学校学習指導要領等の各学部の一部改正では、特別支援教育の導入に向けた制度整備や、個別の教育的ニーズへの対応強化、地域との連携などの改正が示された[23]。

2009（平成21）年の特別支援学校学習指導要領等の各学部の改訂では、従来の盲学校・聾学校・養護学校が「特別支援学校」として統合され、盲教育に「視覚障害者に対する教育」としての教育課程が設けられた。つまり、それぞれの障害種別に対応した内容が特別支援学校の中に内包される形で整理された[18)19)]。主な改訂のポイントとして、視覚情報の制限により生じる認知・行動・学習上の困難への配慮や、残存視力の有無や個別最適な指導、将来の社会的自立・職業的自立を見据えた教育、点字か墨字かの二者択一ではなく、合理的かつ多様な情報保障の考え方が示された。また、拡大読書器、音声教材、パソコン等先進的な ICT 機器の活用が明記された。さらに、この学習指導要領改訂以降、自立活動は従来の５つの区分と、各区分に属する内容項目が追加され計27項目となった[18)19)]。

2015（平成27）年の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改訂では、わが国の社会背景として、いじめ問題や生命軽視の風潮など児童生徒たちの道徳性の育成が大きな課題となっていた。それに対して、従来の「道徳の時間」では限界があるとされ、より充実した道徳教育の実現が求められ、道徳教育を教科化した「特別の教科 道徳」として、組織的・計画的な指導と適切な評価を可能にすることが示された[35]。

2017（平成29）年の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂では、学びの連続性や段階的な目標の明確化、個に応じた充実した指導、自立と社会参加支援が内容の柱としてあげられた。改訂のポイントとして、学習指導要領

では「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの資質・能力が示され、これらの力を一人ひとりの発達段階や障害の状態に応じて育てていくことが重視された[36]。また、各教科の内容の見直しと段階的な指導として学習指導要領の小学部を３段階に、中学部を２段階にそれぞれ分けて内容を選定し、児童生徒の発達段階に応じた系統的・段階的な学びの実現が求められた。また、知的障害のある児童への「外国語活動」の導入や、小・中学校や高等学校との接続の重視などが示された。三つの資質・能力を明確に「何を育てるか」、段階的指導・自立活動との関連等による「どう育てるか」、自立と社会参加を見据えた力の育成として「何ができようになるか」が必要とされた[24]。また、幼児児童生徒が知識や技能の習得にとどまらず、自ら問いを立て、対話・協働を通じて思考・判断・表現を深める学びの在り方である「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」が2017年改訂の学習指導要領全体の重要なキーワードとなった。

同年の特別支援学校幼稚部学習指導要領の改訂では、幼稚部修了時に期待される具体的な姿として、「健康な心と体」「自立心」「身近な環境への主体的関わり」「小学部・小学校教育との接続意識」などが示された。また教科（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に加え、「自立活動」が特別な領域として明示された[36]。

2019（平成31）年の特別支援学校高等部学習指導要領の改訂では、2017（平成29）年の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等の改訂であった「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの資質・能力を学習の基盤としている。具体的な改訂のポイントとして、社会や地域とのつながりを意識した教育課程の転換や、卒業後の自立・社会参加を見据えた力の育成の重視、地域や企業との連携による実習・職場体験の強化、「特別の教科 道徳」の新設などが示された[37]。

2020年以降の近代では音声読み上げ対応タブレット・PC、拡大・配色変更が可能なデジタル教科書、OCR、AI 読み上げ、クラウド教材、オンライン授業へのアクセシビリティ配慮など ICT・デジタル技術の本格活用による支援が進んでいる。また、コロナ禍を契機に、ICT は補助ではなく必須の学習手

段として位置づけられ、音声 DAISY・電子書籍の活用や、図書館と学校間の連携強化がはかられた。

5. 考　察

視覚障害教育の始まりから近代までの大まかな変遷を振り返ると、明治に京都盲唖院が設立され、大正から昭和初期にかけて視覚障害教育に関する制度の整備が行われ、職業的保護を目的とした分離教育から点字の普及による学問教育が実施された。また、戦後には学校教育法により盲学校が義務教育化し、学習指導要領に基づく統合教育が展開された。さらに、2000年代になると、インクルーシブ教育や特別支援教育への移行が実施され、近代では ICT の活用により、学習環境の多様化と個別化が進み、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ教育の実現が目指されていることがうかがえる。つまり、視覚障害教育の始まりから近代まで、「職業訓練中心」⇒「学力保障」⇒「自立活動」⇒「インクルーシブ教育」へと移行する指導の変遷があり、指導の特徴として「一律指導」⇒「個別最適化」⇒「技能補償」⇒「環境調整・社会参加」への変遷がみられた。

視覚障害教育の始まりから近代までの制度や教育内容の変遷において六つの大きな節目があげられる。

一つ目は、1890（明治23）年10月の改正小学校令の制定により、盲唖学校の設置・廃止に関する規定や学校の教員の資格、任用、解職及び教則等も規定され[38]、1891（明治24）年11月の文部省令において盲唖学校の制度上の基礎が明確になったことである。この背景として、それまで学校の設置は不透明のままであったが、明治20年代以降、小西信八らが大日本教育会主催の全国教育者大会を始め、各地で盲・聾教育に関する講演を行うなど教育の普及に努めたことも大きな要因の一つと考えられる。

二つ目は、わが国への点字の普及であり、明治後期の西洋の福祉・教育制度とともに盲教育の整備が深く結びついていると省察できる。石川倉次により、現在の日本点字の原型となるかな文字を基本にした点字がわが国で正式採用されたのが1901（明治34）年であり、盲学校での点字教育の広がりにより、教科

書や辞書、楽譜の点字化が進み、その後の点字印刷技術の発展の大きな後押しにもなったのではないかと考えられる。また、戦後の福祉政策の充実により、点字が公的に支援され、点字新聞や公共施設の点字表示、エレベーターのボタンや薬の包装といった日常生活における点字の普及につながったと推察される。さらに近代では点字が、点字ブロックや公共文書、選挙の投票用具などに使用され、音声技術の発展とともに正確に読み書きできる文字として重要な役割をもつと考えられる。日本独自の点字が必要だった理由の一つとして、日本語はアルファベットを基盤とする欧米の言語と大きく異なる。そのため、外国の点字をそのまま用いることは困難であり、例えば日本語の母音と子音の組み合わせや特殊音が整理された独自の点字体系が必要であったのではないかと省察できる。

三つ目は、1923（大正12）年８月の盲学校及聾唖学校令の制定や、公立私立盲学校及聾唖学校規程も公布され[7]、わが国の盲唖学校は盲学校と聾唖学校という二種の学校に制度上分離されることとなり、道府県に二種の学校の設置が義務づけられたことである。この規程により、学校運営に必要な経費は道府県が負担すべきこと、公立学校では初等部や予科の授業料、入学料等は徴収しないことなどの施策が明確にされ、盲・聾唖学校が道府県に移管されていく傾向が強まっている[11]。この背景には、第一次世界大戦後の社会的、経済的情勢と相まって、障害の程度や種類の異なる子どもたちの学びを最優先に考え、全国盲唖教育大会や帝国盲教育会などにおける教員団体や盲・聾者団体、生徒、保護者の関係者などによる運動や啓発に努力が傾けられたことが大きかったのではないかと推察される。

四つ目は、戦後1948（昭和23）年の盲学校と聾学校の就学義務制が始まったことである。日本国憲法や教育基本法の制定により、教育の機会均等の原則が明らかにされ、心身障害児の機会の保障が初めて原則的に確立されたと省察される。また、学校教育法の公布により、当時の特殊教育も一般の学校教育の一環をなすとされ、心身障害児も健常児と同様に教育を受けることが可能となった。盲学校と聾学校の就学義務制の始まりが教育上配慮を必要とする教育であるという考え方を明確にしたことに重要な意義があったと考えられる。

五つ目は、1971（昭和46）年から1973（昭和48）年にかけて小・中・高等学校において新たに改訂された学習指導要領が実施されるようになったことである。特に新たな学習指導要領が実施されたことにより、昭和30年代から40年代初頭にかけて盲学校の教育課程の改善充実が推し進められたと推察される。この学習指導要領改訂では、「養護・訓練」が教育課程編成の領域に位置づけられ、教科の目標、内容、指導計画作成、内容の取扱いについても障害の特性に応じた内容が加えられており、多様な障害のある児童生徒の教育課程が明確になったと省察できる。

六つ目は、2006（平成18）年の通常国会において学校教育法の一部改正が行われ、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」に変わり、翌2007（平成19）年度から特別支援教育制度が施行されたことである。この背景には障害者権利条約に伴う障害のある子どもたちへの教育の在り方の見直しや、インクルーシブ教育への対応などが考えられる。具体的には、障害のあるこどもを含む全ての子どもへの支援体制の構築や、「障害があってできない」と捉えるのではなく、「支援があればできる」といった教育観の変化、多様な学びの場（通常学校、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校など）での支援、基礎的環境整備や合理的配慮の提供といった内容である。つまり、障害のある人の学びを社会が支えるという仕組みになっていると考えられる。

おわりに

近年の視覚障害教育に着目すると、インクルーシブ教育が推進され、特別支援学校だけでなく、通常学級等での学習支援も進展している。また、ICT やAI 搭載の支援技術（音声読み上げ、AI 音声アシスタント等）が教育内容を向上させ、幼児児童生徒の学習の自立性を高めていると考えられる。さらにデジタル教材、触覚教材、3D 技術の活用も進み、教育環境の改善につながっていることがうかがえる。今後、視覚障害教育に携わる教員の専門性の向上が最重視され、研修や指導法の開発・普及が求められる。また、視覚障害者の高等教育や専門教育での対応として、特に大学での学習支援体制の整備も重要である。

改めて視覚障害教育の始まりから近代における制度や学習内容の変遷を振り返ると、視覚障害教育は国内外の文化の影響を受けながら、それぞれの時代背景における福祉・教育制度と深く結びついていることがうかがえる。また、明治後期に点字が普及し、視覚障害者に学ぶ権利と機会の平等をもたらしたことは大変意義深いことである。それまで視覚障害のある人は、知識を他者から口頭で教わることが中心であり、自ら読み書きして学ぶことが困難であった。しかし、点字の導入により、教科書等を自らの力で読むことが可能になり、主体的な学習が実現し、点字は教育内容の質を向上させたといえよう。さらに、それぞれの大きな変遷の節目には、障害のある人の確かな学びを最優先に考え、教員や生徒、保護者の関係者などによる運動や啓発に努力が傾けられたことは見過ごすことのできない事実である。

本稿では視覚障害教育の始まりから近代における主な制度や特徴的な学習内容を取り上げることに努めた。しかし、変遷の過程においてまだ知られていない様々な事実もあるため、今後該当する時代背景を踏まえながら教育が福祉・教育制度等とどのように結びついているのかといった細かな変遷の経過にも焦点を当てて検討していきたい。

文　献

1）岡本稲丸（1972）盲聾教育義務化の歴史的経過について若干の考察．日本教育学会大會研究発表要項，31，200.
2）平田勝政・久松寅幸（2003）戦前日本の盲学校教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察－明治末～昭和戦前期の各種盲教育大会等の議論の検討を通して－．長崎大学教育学部紀要教育科学，65，29-44.
3）金蘭丸（2003）戦前障害者政策の生成－視覚障害者教育政策の日韓比較－．九州看護福祉大学紀要，5(1)，139-154.
4）和田恒彦・山岸直人（2024）令和５年度視覚障害教育の現状と課題－令和元年度との比較－．筑波大学理療科教員養成施設紀要，9(1)，47-50.
5）小林秀之・澤田真弓・宍戸和成・古川勝也・徳永豊（2023）視覚障害教育の基本と実践．慶応義塾大学出版会，1.

6）文部省（1978）特殊教育百年史．東洋館出版社，1.
7）小林秀之・澤田真弓・宍戸和成・古川勝也・徳永豊（2023）視覚障害教育の基本と実践．慶応義塾大学出版会，3.
8）文部省（1978）特殊教育百年史．東洋館出版社，5.
9）前掲８），104.
10）前掲８），117.
11）前掲８），6.
12）前掲８），111.
13）前掲８），120.
14）前掲８），121.
15）前掲８），60.
16）前掲８），46.
17）前掲８），185.
18）前掲８），320.
19）前掲８），322.
20）前掲８），323.
21）脇中起余子（2009）聴覚障害教育これまでとこれから．北大路書房，36.
22）文部省（1978）特殊教育百年史．東洋館出版社，356.
23）前掲22），319.
24）文部省（2004）盲学校，聾学校及び養護学校幼稚部教育要領　小学部・中学部学習指導要領　高等部学習指導要領（改訂版）．国立印刷局．
25）前掲24），325.
26）前掲８），326.
27）小林秀之・澤田真弓・宍戸和成・古川勝也・徳永豊（2023）視覚障害教育の基本と実践．慶応義塾大学出版会，3-4.
28）前掲27），336.
29）前掲27），4.
30）文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）．教育出版.
31）小林秀之・澤田真弓・宍戸和成・古川勝也・徳永豊（2023）視覚障害教育の基本と実践．慶応義塾大学出版会，2.
32）文部科学省（2014）障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）．
https://www.mext/go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm（閲覧日：2026年１月26日）
33）脇中起余子（2009）聴覚障害教育これまでとこれから．北大路書房，14.

34）文部省（2004）盲学校，聾学校及び養護学校幼稚部教育要領　小学部・中学部学習指導要領　高等部学習指導要領（改訂版）．国立印刷局．
35）文部科学省（2016）学習指導要領の一部改正に伴う小学校，中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について（通知）．https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1376204.htm（閲覧日：2026年１月26日）
36）文部科学省（2018）特別支援学校幼稚部教育要領　小学部・中学部学習指導要領　平成29年４月告示．海文堂．
37）文部科学省（2019）特別支援学校高等部学習指導要領　平成31年告示．海文堂．

（ふじさわ　けん・大阪成蹊大学教育学部）
（かまだ　あけみ・阿南市立阿南第一中学校）

皇學館論叢　第五十九巻第二号
令和八年七月十日

研究ノート

戦国期室町幕府要人の伊勢参宮

筒井冬也

□　要　旨

室町将軍家の伊勢神宮参拝については、大西源一氏・宮地直一氏・新城常三氏らによる研究にはじまり、山田雄司氏・岡野友彦氏らによる一連の研究によって、近年では足利家の家長である「室町殿の参宮」として評価されるようになっている。しかし足利義教の暗殺（嘉吉の変）後、戦国時代に向けての「室町殿の参宮」は詳細な研究が乏しい。とは言え大西氏の研究では、足利義政や日野富子、細川高国などの参宮事例が紹介されており、室町殿以外の人物も多く参宮していることが指摘されている。

そこで本論文では、一般に室町幕府第三代将軍足利義満によって始められ、足利義持・義教の三代で終了すると考えられてきた「室町殿の参宮」について、戦国時代に入った後も、日野富子や細川勝元、細川政元・細川高国、さらには大内義興や慶寿院（足利義輝母）らの参宮として継続していたことを明らかにし、室町幕府要人による伊勢神宮参拝が、戦国時代に至るまで大きな意味を持ち続けたことを指摘した。

□　キーワード

室町殿　伊勢参宮　日野富子　細川高国

はじめに

足利氏の家長である室町殿の参宮については、大西源一氏の[1]『参宮の今昔』『大神宮史要』に端を発し、宮地直一氏[2]や新城常三氏[3]による研究が行われてきた。このうち、新城氏の『中世の伊勢参宮』では室町殿やその御台の参宮前に石清水八幡宮への参拝が行われる慣例があったことが指摘されている。

室町殿のなかでも生涯を通じて十八回もの参宮を行った四代将軍義持の参宮については、山田雄司氏「足利義持の伊勢参宮」[4]などで詳細な研究がなされている。また、岡野友彦氏による室町殿の伊勢参宮に関する一連の研究[5]では、義満から義教までの参宮が盛んに行われた時期の総括がなされた。これによって、従来「室町将軍の参宮」といわれてきた歴代将軍の参宮は、「室町殿の参宮」として見るべきなのではないかという問題提起がなされた。

一方でこれらの研究を比較すると、義教以降の時代における室町殿の参宮は詳細な研究が乏しい。先述した大西氏の研究では足利義政や日野富子、細川高国などの参宮事例が紹介されており、室町殿以外の人物も多く参宮していることが指摘されている。またこの時代において特筆すべきものとして、先述した新城氏の研究群がある。新城氏は足利氏が頻繁かつ大規模な参宮を実現し得た要因として、参宮の出費や必要物資を公卿社寺や六角氏や北畠氏など参宮沿道の守護大名に負担させていたことを挙げている。これによって幕府側の準備の多くは人夫に限定されていた。しかし幕府権力の低下や守護大名および沿道農民の成長による反抗が沿道の協力や待遇を乏しくさせ、これにより室町殿の参宮も最盛期であった義満・義持の時代から時代を経るに連れて減少してゆくこととなったというのが新城氏の説である。また、参宮街道沿道の大名である北畠氏は関所での関銭徴収を厳格に行っており、それによって参宮途中で経路の変更や立往生を余儀なくされた例として伊勢貞陸[6]や義政側室大館氏（一対局）[7]の参宮が紹介されている。

なお同研究では、幕府による参宮の衰退期とされたはずの時期にあたる文明十一年（一四七九）の日野富子の参宮が大規模な人夫の動員が行われた例として紹介されている。一見ここに矛盾が見られるように思えるが、新城氏は参宮に大規模な人夫らの動員があることは「必ずしも義満・義持の極盛期に限らず」としている。

本稿ではこれまで顧みられることの少なかった義政以降の時代の参宮について、特に御台所や管領等、室町殿ではない人物の参宮が行われた政治的な意義について論じる。

第一章　室町殿および室町殿縁者の参宮

第一節　足利義政の参宮

室町殿のうち、同時代史料に参宮の記録が残る最後の事例が文正元年（一四六六）の足利義政の参宮である。

『蔭涼軒日録』によれば義政の参宮は当初寛正六年（一四六五）の二月に行われる予定であった。しかし同史料二月十五日条によると同日に義政が発病したことで参宮が延引となっている。義政の参宮が実際に行われたのは翌年の文正元年（一四六六）三月二十日のことである。その際の義政一行の様子については内宮一禰宜であった荒木田氏経の記した『氏経卿神事記』同年同日条（以下同）に詳しい。

廿日。大雨。十七日御進発。十九日午剋御着。今朝辰剋御参宮。束帯。供奉公家、北畠殿（教具）御方、三条殿（公躬）御方、飛鳥井殿（雅康）御方、日野殿（勝光）公方、御烏丸殿（資任）御方、広橋殿（綱光）。御鬢撥。各束帯。武家、管領畠山尾張殿（義元）、武衛（斯波義廉）渋川殿（義鏡）、細河殿、山名殿（持豊、宗全）、一色殿（義直）各御前参。

十七日に京都を出発した参宮行列は十九日午後に到着し二十日早朝より参宮を行った。参宮に同行した一行は義政の義兄であった日野勝光ら公卿や細川勝元、山名宗全、畠山政長ら三管四職に相当する守護大名が参列している。

於二一鳥居前一被二警固一。近習奉行御供。前陣宮司氏長（東帯）、次御師従三位大中臣秀忠（宿禰）朝臣、束帯、被レ穿二糸鞋一次殿上人、次公方様、次公卿。於二一鳥居前一荒木田氏倍神主（袴）着、御手水ヲ桶ニ入、杓ヲ相副、紙ヲ串ニ挟取副棒持テ蹲踞。于レ時日野殿汲レ水懸進。紙ヲ被レ進、外宮御手水ハ度会家彦勤同前也。次御師御祓大麻ヲ被レ進。其後御参。前陣宮司、次御師、次公方様、於二一鳥居一足利神主于レ時三禰宜永量神主御祓ヲ進。恒例也。於二酒殿前置石一御祈祷料所窪田若王子御師薗田、于レ時六禰宜守氏神主御祓ヲ進。件御祓本儀者、於二御輿宿前一進。而ヲ勝定院（足利義持）殿御法体之後木下御参。其時之御記欤、可レ為二子良館之前一之由、広橋殿依二御指南一如レ此。

こうして神宮境内で御祓が行われたことが確認できるが、本来境内で御祓を行うことは私祈祷を禁ずる「私幣禁断」に則り禁止されている行為である。[8] しかし史料中では出家した足利義持[9]（史料の「勝定院殿」）が本来僧侶は参宮してはならなかったにも関わらず参宮し、御祓を内宮境内の子良館前で受けた先例を広橋綱光が挙げたことで、義政らもまた内宮で御祓を受けている。このような私幣禁断というタブーに反する判断をした背景には神宮の遷宮に必要な役夫工米を神宮に替わって幕府が徴収していたことが考えられる。[10]

御幣金太刀二要(腰)、各三尺八寸、御馬二疋。件御太刀外宮分者度会延□神主奉レ持、内宮分者荒木田定□神主勤レ之。於二四御門内一荒木田氏保神主(布衣、乗馬)給レ之。内院ニ参。公方様御沓役、御裾役、甚雨之間、於二瑞籬御門下一御拝八度。其間御師ハ西方ニ蹲踞、其西ニ氏保御剣ヲ自レ目上ニ捧持跪。神宮予二三四五六七八九十各衣冠。但三六神主ハ依二御祓一進二束帯一。是先例也。西瑞籬際ニ候。南上東面。雨篠ヲ槌ニ御拝之間笠ヲ不レ指。仍膚マテ浴畢。宮司東ニ候。物忌父等各布衣、東瑞籬下ニ候。在二荒祭御遙拝一テ御下向。於二鳥居前一公方様御馬力革鎖切テ御鐙落テ自余被二取替一云々。御参時、宮司於二宇治岡一落馬、仍冠ヲ損。於二子良館一大物忌父兄部冠ヲ借着云々。御下向則御台(日野富子)様御参宮。仍御師装束ヲ不レ直、浴カラ被レ参。

義政から奉納された供物を受領した外宮の「度会延□神主」と内宮の「荒木田定□神主」については、禰宜の名前を比定できる史料[11]にも該当し得る名前が確認できなかったため詳細は不明である。次いで

前々御初ハ両宮万疋也。今度二万疋。又銀ノ盆ニ砂金廿量。御師方ヨリ被レ持。外宮同前。子良二人。母良各御小袖一重宛給。其外御帯基結等帳子被レ出。迄二御厩一在二御参一而御下向。其後公方様御台様御宿ニ御成、御一献。今日二見ェ御出ノ在二沙汰一、兼日ニ道ヲ可レ作之由、道後(并)刀禰方ヨリ相触。又自二山田一就レ申濱中ノ船ヲ集、船橋ヲ掛。雖レ然依二大雨一無二御出一。

御宿者任レ例西河原ノ御宿ニ可レ有二御着一之由、被二仰出一之間、彼主檜垣貞熙神主当時四禰宜ニ被二借召一大略作直。其外数宇令二新造一。御厩ハ依レ為二大儀一予之厩ヲ被二借召一、被二着申一。

御台様御宿者、宮後朝厚神主当時六禰宜宿所ヲ借可レ被二着申一由之処、故御北向御二着極楽寺一エ任レ例可レ有二御着一之由被二仰出一。極楽寺檀那龍大夫、武衛ヲ着申間、不レ可レ叶之由被レ申処、武衛ニ御使ヲ被レ立之間被二斟酌一。仍俄在二造作一而被二着申一、万時儀決然也。

宮中事者、任二先例御記一、広橋殿御奉行。

御宿御儲等ノ事ハ伊勢殿頭人(貞宗)・闔閤(飯尾左衛門大夫(之種))指南、被レ任二其旨一

廿一日、御台様ハ暁御立、公方様夜明ニ御粥斗ニテ御立、御師ハ廿四日御立。

とあり、参宮を終えた義政らはそのまま二見浦まで遊覧に出かける予定であったが大雨が降ったため中止となったことがわかる。また、御台日野富子の宿は神宮六禰宜宮後朝厚の宿所を用いる旨が書かれており、富子も義政の参宮に同行していたこと

がわかる。

参宮が行われた前年の寛正六年（一四六五）九月に義政は義満以降の室町殿に倣って南都に下向している。[12] この時期の義政は父義教の先例に倣うように年中行事を盛んに催していたことが指摘されており、南都下向はその一例とされる。[13] 従って参宮についても同様に義政の室町殿としての権威を内外に示すためのデモンストレーションの一環であったと考えることができる。この時期には母重子や「三魔」らの政治干渉から脱した義政が自ら執政する意欲を持っており、[14] また応仁・文明の乱以前の比較的政情が安定していた期間であったことが「室町殿」義政自らの参宮を可能にしたといえる。

なお、同時代以外の史料においては、江戸前期に成立したとされる『本朝通鑑』の天文七年（一五三八）是年条に左のように足利義晴の参宮が記載されている。

是年。義晴詣二伊勢大神宮一。

しかし、同時代史料における記録には義晴の参宮は確認できず確実視することはできない。

第二節　日野富子の参宮

先述のように多くの守護大名や公卿らを引き連れて参宮を行った義政であったが、結局生涯で参宮はこの一度のみであった。代わって文明年間に見られるようになるのが義政御台である日野富子の参宮である。富子の参宮は先述した文正元年（一四六六）の義政の参宮に同行したものが最初の記録である。その後文明十一年（一四七九）、同十六年（一四八四）、十七年（一四八五）の通算三回にわたり自身の主導で参宮を行っている。富子以前にも将軍御台の単独参宮は義持室日野栄子[15]などの例があるが、室町殿である夫以上に積極的に参宮を行った御台は富子の他に例を見ない。

室町殿および将軍であった義政や義尚を差し置いて富子が参宮することのできた背景としては、特に彼女とその兄日野勝光が義政隠退後に義尚が成長するまでの間、幕政に関与し大いに権威を得ていたことが挙げられる。鳥居和之氏の研究[16]によると、富子の執政は兄勝光が文明八年に没して以降本格化し、細川勝元の死後に事実上空席であった管領の役割を代理するかのような形で行われた。富子の執政と参宮の直接的な関係については、古くは百瀬今朝雄氏が文明十一年（一四八〇）の分一徳政令発布によって幕府が得た収入の用途の一つが富子の参宮費用であったとしている。[17]

富子一度目の参宮は文明十一年九月に行われた。まず『親長卿記』文明十一年九月十四日条には次のようにある。

十四日、晴。室町殿御台今暁有二御参宮一。騎馬十騎許、

細川右馬頭（政国）・小笠原（教長）・布施下野守（英基）等、同御供。人々群参超過了。

また、『大乗院寺社雑事記』文明十一年九月二十三日条にも参宮の記述がある。

廿三日雨下、夜大雨也。

一、京都より返事到来。其次条々。

御参宮、三宝院（義覚、義政次男）若君御同道。御丘尼（比丘尼カ）御黒女中輿共無二尽期一次第。右馬頭（細川政国）・伊勢守御共。人夫数万人在レ之云々。廿日夜ニ入御下向云々。御共衆共ニハ自二御台一公物共被二借下一云々。御留守事御鼻向等諸大名申沙汰。無二是非一次第也云々。（後略）

これらの史料によって富子が自身の子[18]や細川政国、小笠原教長、布施英基などの幕府官職、さらに数万人の人夫を引き連れ参宮していることが確認できる。

次に二度目の参宮は『大乗院寺社雑事記』文明十六年四月五日の記事に見られる。

一、上様来八日御参宮云々。公方御輿舁さ衛門太郎御奉書持来。酒肴事申入間、十疋下行之。十人分可レ被二召進一之由、さ衛門太郎以二口状一申入之。予仰云。去文正元年三月十七日御参宮之時、被二仰出一之間、輿舁四人分召進之。一人被二返下一了。於二粮物等一者、悉以自二公方一御下行者也。至二京都一自二門跡一召進之者也。此旨能々令二覚悟一可二申入一旨入魂了。仍四人分明日可レ上之由仰了。さ衛門太郎畏入旨申入退出、宿所角振也云々。一乗院・東南院殿・東北院・東室・西南院、此方々同被二仰出一之云々。只今奉書加判体、布施下野守ハ奉行也。松波六郎さ衛門尉ハ日野殿（政資）内者也。加判不レ得二其意一旨相尋之。上様方奉行之間如レ此云々。布施ハ惣奉行也云々。

上様来八日就二御参宮一、輿舁事被二調□一事候間、不日可レ被二召進一候。当門跡幷南都中輿舁等之由、被二仰出一候也、仍執達如レ件。

文明十六
四月四日　　英基判（布施下野守云々）
　　頼秀判（松波六郎さ衛門尉）

大乗院門跡雑掌

右の史料は「公方御輿舁」の「さ衛門太郎」が持参した奉書の写しであり、書状に布施英基と松波頼秀の署名がある。布施英基は幕府の右筆方奉行人を務めた人物[19]であり、実際に富子が自身の参宮のために幕府内部を動かしていたことがわかる。特筆すべきはもう一人の松波頼秀で、田端氏によると頼秀は「日野家内者」でありながら、「将軍家御台所の奉行を兼ねることがあった」とし、この史料を例に「私的な家政機関の家司が公的な奉行の地位に就き、公務を執行していた[20]」という。

次に同じく『大乗院寺社雑事記』の同年四月十九日条を挙げる。

一、今度御台御参宮次第、先日輿舁召之相尋之、申入分、八日御立、於二近江一ハ御椹以下御宿ニ進之云々。無二殊儀一云々、自二国司（北畠政郷）一ハ折・御椹風情・新足二十貫文持之。是又無二殊儀一。以外之次第共也。御台御輿ハ十二丁、南御所八丁、御共馬上十騎、此外ニ参申輿五十丁、人千人計在之、十五日ニ帰京。輿舁ニハ人別九百給之。路次迷惑之由申入之。十六日ニ帰南云々。輿舁ハ自二東北院一二人、これより四人分進之云々。其余ハ一乗院・西南院・東南院・東室不レ進之者也。

この参宮時にも人夫を東大寺内の東南院や日記の著者である尋尊[21]が門跡を務めた興福寺内の大乗院など、周囲の寺社に多く動員させていたことがわかる。

しかし一度目の参宮と大きく異なる点として人夫の動員数の違いがある。一度目には「人夫数万人」と記録されるほど多く徴発されていた人夫が、二度目の参宮時には通常の人夫「人千人」でそのうち「輿舁」と呼ばれる輿を担ぐための動員が「九百」とあり、それらを合計しても一度目から大幅に人夫が減少している。その原因としては田端泰子氏が専門性の高い人夫である「輿舁」を徴収したためであるとしている[22]。田端氏による と、史料中の「輿舁」とは公方、すなわち幕府が抱える輿舁と各荘園領主が所属の輿舁を提供したものの合計である。そのうち前者である公方専属の輿舁（公方輿舁）は将軍家の使いという形で一度荘園領主のもとへ派遣されるという。そして、ここでいう「公方」とは義政、義尚のことではなく富子のことであるとされる。輿舁の手当・費用は輿舁の所属によって富子、各荘園領主らがそれぞれ負担していたものと考えられる。このように費用がかかる輿舁を含む千人の人夫を動員できたことから、田端は当時の将軍家にまだ威令があったとしている。

鳥居氏、田端氏はともに二度目の参宮前年である文明十五年（一四八三）を境に富子の執政が見られなくなってゆくことを指摘している。両者ともこの変化については、かつて百瀬氏が主張したように富子が権力を失墜した[23]ためでなく、義尚が成長したため、それまで後見として執政していた富子が政務を自ら退いたためであろうとしている。仮に百瀬氏の説通り文明十五年時点で失脚していれば、幕府が抱える輿舁を富子が参宮に用いることは不可能であるから、文明年間には富子が未だ政治的な影響力を幕府に残していたといえる。

富子の生涯で最後の参宮となった文明十七年の参宮は『親元日記』文明十七年九月十日条から二十二日条に記載がある。

九月十日、戊午。（中略）
一、定法寺殿借銭五分一拾五貫文請取候了。仍□□請取、銭主玉蔵房証祐乍レ申二請賦一不レ致レ沙二汰分一一之間、借主ニ被レ付了。
一、此拾五貫文、御参宮人夫ニ六貫文下行、卅人内、とをり夫五人 七百文充。廿五人草津まで百文充 公人三人三貫文充。以上十四日渡レ之。
十四日、壬戌
一、貴殿（伊勢貞宗）より 上様（日野富子）へ就二御参宮之儀一御進上。
くゝい（筒）一、さけ（鮭）一、いりこ一折、御たる三か、御使
右京亮殿
十六日、甲子
一、上様御参宮
御供衆次第不同
大和佐渡守　毛利次郎　塩冶三河守
丹比左近将監　西郡四郎　三上兵庫頭
中条与次郎　松田鹿田又次郎
御供衆外
安芸刑部少輔　松波六郎左衛門尉　金山次郎
福河御一献方　小林新左衛門尉
御物奉行蜷川新三郎親郷
公人三人、人夫卅人　此内とをり夫五人
廿二日、庚午
一、上様（富子）御参　宮御下向。貴殿（貞宗）粟津まで御迎ニ被レ参御折、御たる進上、御たて輿にて御一献まいる。

日記の著者である蜷川親元は寛正六年（一四六五）に伊勢氏の代官に任じられ[24]、文明五年（一四七三）には幕府の政所代にも任じられた[25]人物である。その親元の主君であり史料中にも登場する伊勢貞宗は先述した鳥居和之氏の研究[26]によって政所執事として勝光・富子の幕政関与に大きく貢献したことが指摘されている。当該史料では参宮の費用や参列者、そして富子への献上物などの内容が記されている。

また、この参宮中の富子の様子を記したと思われる記述が『氏経卿神事記』文明十七年九月十九日条にある。

十九日（中略）公方御台様（富子）御参宮。御こりはこ屋（垣離場）、たゝミ（畳）、ひやうふ二さう（双）、まく四てう（帳）、御さつしやう（雑掌）ハ御やとより（宿）。

なお、史料纂集本[27]では右の「御台」を足利義尚の正室[28]と注釈されているが、先述の『親元日記』ほか他史料ではこの参宮時に義尚室への言及が確認できないことから、この「公方御台様」は富子であると推定する。この史料により富子が身を清めるために内宮側によって小屋や屏風などが設営されたことがわかる。

このように計三度行われた富子の参宮行列の特徴は、数千、数万人規模の人夫を動員するなど非常に大がかりで豪華なもの

であったことだろう。これが同時代に参宮した他の人物と決定的に異なる点である。そのため、富子の参宮は事実上の「室町殿の参宮」であったとすら考えられる。「室町殿の参宮」とは従来義満、義持、義教、義政の四人の「室町殿」によって行われた参宮を中心として研究がなされてきた。そのため、かつては「室町殿の参宮」というよりも「将軍の参宮」という事象として語られてきた。しかし、先述した岡野氏の研究によって、義満・義持が将軍を嫡子に譲った後にも自身が参宮し続けていることが指摘されている。この例によれば参宮する幕府内の人物は必ずしも将軍自身とは限らないのである。

しかしここで、本来参宮を行うはずの最高権力者である「室町殿」の義政が健在であったにも関わらず、なぜ彼を差し置いて富子が参宮を行ったのかという疑問が生まれる。先述した鳥居氏の研究でも、富子が処理不可能であった事項は義政が最終的な判断を行っていたことが指摘されている。しかし、鳥居氏によれば義政は文明九年に命じた寺社本所領の還付が果たされず横領が続いたことで次第に執政への熱意を失ってゆき、文明十四年にはついに幕府沙汰始を行わなくなったために、富子が代わりにこれを執行したという。そのため、この沙汰始以降に奉行人の統治権が義政から富子へと移行したと考えることができる。これを踏まえれば、文明十六年及び十七年の参宮時に幕府内で奉行人を自由に動かせる「室町殿」に相当する最高権力者は富子であったと考えられる。

それではなぜ、富子は文明十七年を最後に参宮することがなかったのだろうか。考えられる要因にはまず、宇治山田合戦の勃発がある。宇治山田合戦については石井昭朗氏が『伊勢市史』に詳しく書いている[29]。それによれば宇治山田合戦は文明十八年（一四八六）十二月にそれぞれ神宮の門前町であった宇治（内宮）と山田（外宮）とのかねてよりの対立が武力衝突に発展し山田が敗れ、その後長享三年[30]（一四八九）六月に再び合戦となり、今度は山田が宇治に勝利するという経過を辿った。文明十八年の合戦の際には山田市中が戦火で甚大な被害があり、また山田方の御師榎倉武則が外宮御殿に火を放って切腹するという事件まで起こった[31]。

さらに内宮側でも外宮炎上の知らせを聞いた内宮一禰宜荒木田氏経がまもなく病気となり、翌文明十九年（長享元年、一四八七）正月十二日に没した[32]ため、両宮ともしばらくはこれまでのように参宮行列を迎えることは不可能であったであろう。しかし、以降の長享年間に幕府からの参宮が全く行われなかったというとそうではない。合戦から間もない長享元年三月には前管領の細川政元が騎馬数十人を連れて参宮しているし、長享二年（一四八八）三月には義政側室大館氏（一対局）も参

宮している。その翌長享三年（一四八九）には再び宇治・山田間で合戦が起きているが、それまでの間に神宮に参拝することは自体は不可能ではなかったのである。しかし富子は文明十七年以後新たに参宮することはなかった。

そこで考えられるのが、富子がこれまで行っていた大規模な参宮が不可能になったことである。先述の通り、山田の町は合戦によって甚大な被害があったわけであるから、数万人規模の人夫が滞在する余裕は当然なかったといえるだろう。これまで「室町殿」のごとく豪華絢爛な参宮を行ってきたのであるから、それができないのであれば富子の参宮への関心が希薄になっても不思議ではないだろう。

そしてまた、富子の政治的影響力の低下も参宮が行えなくなった理由の一つと考えられる。富子がかつて考えられていたよりも長く政治力を維持していたことは先述したが、それでも義尚が自ら執政する意向を示すようになると、徐々に政治的影響力を失っていくこととなったと思われる。三度目の参宮と同年の文明十七年十二月には富子が参宮に用いる人夫の手配を行っていた布施英基が義尚の奉公衆によって殺害されている[33]。完全に富子が政治権力を失ったといえるのは、義尚が六角高頼討伐のため親征した近江に置いた「鈎の陣」[34]以降の時期であろう。義尚の親征は単に軍事行動というだけでなく、未だ隠居した義政の政治干渉があることを疎んじた義尚によって幕府奉公衆が連れ出され、幕府機構そのものを近江に移行することも兼ねて行われたものであると多くの研究で指摘されている[35]。またこの際、政所執事の伊勢貞宗など幕府官職の一部は京都に残されていたことも指摘されている[36]。このように幕府が京都の義政と近江の義尚とで半ば分裂状態となった情勢下であるから、無論参宮行列を用意できる余裕は幕府にも富子にもなかったであろう。

しかし義尚の近江親征は長期化し、とうとう義尚は鈎の陣に在陣のまま延徳元年（一四八九）三月に病没してしまった[37]。さらに義政もそれから間もない延徳二年（一四九〇）に没したため、義政の弟・足利義視の子で富子の甥である足利義材（のちに義尹、義稙）が上洛して跡を継いだ。義材の推挙は富子自身によるもの[38]とされるが、義材が将軍となったことで将軍との血縁関係が失われ、富子のこれまで政治権力の基盤である「義政の御台・義尚の生母」という立場は失われた。以降富子は明応の政変において義材の失脚・善澄の擁立にも関与するなど再び政治に介入し始めたが、明応五年（一四九六）に没するまで遂に再び参宮することがなかったのは、富子は既に参宮を行う「室町殿」の立場ではなかったということであろう。

第三節　その他室町殿縁者などの参宮

義政以降の幕府において将軍の御台や母親などの縁者が参宮を行った例は富子のほかにも見られる。

義政の乳母で、政治にも介入し「三魔」の一人に数えられた今参局は康正元年（一四五五）閏四月二十一日より伊勢参宮に赴いている[39]。この参宮で特筆すべき点は、今参局の参宮からの帰還に合わせて帰路である松本で行われていた神人間の戦闘が停止されたことである[40]。これについては木下昌規氏による足利義政の評伝[41]において言及があり、それによれば休戦の背景には今参局の交通が神人の紛争より優先されるものという認識が神人らにあったからだという。ただし、この参宮時の同行者は「室町殿御女房達」がほとんどであったから、あくまで女房衆らの私的な旅行であって政治的デモンストレーションの意味合いは薄かったように考えられる。

十代将軍足利義材（のち義尹、義稙）については、自身の参宮はなかったが六角氏征伐中[42]の延徳四年（一四九二）、『大乗院寺社雑事記』同年四月十五日条によれば

先日公方御代官就（吉見）二参宮一。

とあり、自身の代官を参宮させていたことがわかる。また、義材の母日野氏も、明応の政変後の義材が失脚中の時期ではあるが永正四年（一五〇七）九月一四日に参宮[43]している。このように自身は参宮できなかったが周囲の人々を参宮させたことから、義材は可能であれば自身も「室町殿」として参宮を行いたい意思があったのではないかと思われる。

次に永禄七年（一五六四）五月、『後鑑』所収「久志本年代記」に記された足利義晴の御台で義輝の母である慶寿院の参宮は、史料上に確認し得る最後の幕府内の要人[44]による参宮である。

是月　慶寿院尼公伊勢参詣

久志本年代記云　五月将軍御母君太神宮御参。同次二見浦御見物。自二河崎一以二御座船一塩屋通巡行。至二大江寺前一立石御見物。及レ晩於二神社一御著岸。于レ時供奉仁体細川兵部（藤孝）。上野中書（清信）。大館豫州（治忠）已下数十人船已下。為二祭主一承二神宮職宮仕之上意一。有二御感状已下一。規模云々。

この参宮では細川忠興など数十人が同行し、参宮だけでなく二見浦遊覧も行われている。これについては、一節で先述した義政の参宮でも遊覧の予定があったことが確認できたため参宮時に慣例的に行われていたと思われる。

義輝の政権は京都ではなく坂本で発足し、天文二十二年（一五五三）に三好長慶により一時京都を追われるなど不安定な情勢が続いたが、この参宮の時期には既に京都を回復しており翌年（一五六五）永禄の変で自身が暗殺されるまでは相対的な安定期といえる状況であった[45]。

研究史として慶寿院の政治的側面はあまり言及されていないが、日野富子と同様、幕政に干渉する御台であったことが高梨真行氏による近衛氏の研究[46]で取り上げられている。高梨氏は近衛氏が義晴・義輝の二代で一族から将軍御台を輩出したことで外戚となったことから義輝期に関係が希薄となった従来の公家衆に代わり幕政に干渉するようになったことを指摘している。そして高梨氏は慶寿院自身もまた、曼殊院との相論が義輝の元へ持ち込まれた際にその対応に干渉したことを示す史料[47]が存在するなど、相当の政治的権威を持っていたとしている。

従って室町殿自身が京都を離れて参宮ができるような経済的・政治的余裕が幕府から既に失われて久しい当時の情勢下において、伊勢に参宮し得る権威と意欲を持っていた人物が慶寿院だったといえよう。

第二章　管領細川氏の参宮

第一節　細川勝元・政元の参宮

単独参宮した最初の管領として確認できるのは細川勝元である。勝元は義政の参宮への同行を除けば生涯で二度参宮している。最初の参宮は『康富記』康正元年（一四五五）十月十三日条に参宮した旨のみ記述がある。二度目の参宮は寛正四年（一四六三）十月十五日条で、『大乗院寺社雑事記』同年十月二十五日条に

一、去十五日官領右京大夫（勝元）参宮云々。自二山門一（延暦寺）相支了。雖レ然参詣。

とあり、勝元が参宮へ向かう道中、延暦寺から妨害を受けたものの参宮し得たことが記されている。なぜ延暦寺から妨害を受けたのか詳細は不明であるが、要因として考えられるのは延暦寺僧の借上としての側面である。[48]勝元の参宮と同年の『蔭涼軒日録』寛正四年八月二十九日条によると幕府は「上様法華経」のために「正実、定光、善住、定員」から「各千匹」を借りている。この四人は下坂守氏によれば延暦寺の僧で、幕府はこれ以前にも多額の借金をしている。[49]そのため返済のないことに怒り延暦寺が参宮中の勝元を妨害した可能性がある。勝元の参宮については確認できる史料が少ないため、不詳な点も多い。

次に勝元の子で管領職を継いでのち明応の政変を主導するなど将軍をも上回る専制権力を築いた細川政元は、文明十六年（一四八四）と長享元年（一四八七）の二度参宮した。

一度目の参宮は『氏経卿神事記』文明十六年八月二十六日条に見られる。

廿六日。細河九郎（政元）殿御参宮。祭主殿ヨリ兼テ被レ仰。両宮北御門ヲ被レ開。物忌等奉レ開。先御袋御参。内宮九禰宜守晨

神主依レ為二御師一、於二御内一御祓ヲ振懸進ス。束帯。御下向之後、九郎殿御参。御烏帽子。御モノ、ヘカ子一人烏帽子御大刀持。其外ハヲツテユイ馬上卅七。如レ常守晨可レ進二御祓一之処、御宿三日市庭大夫安富（アキマヽ）等ヲ語ヒ、御師職ハ自二粟野方一相伝之由申、此不レ申不思議也。申事定有二子細一欤。追而可二落居一之由九禰宜之奏者モノヽヘ申間不レ進之。当時九郎殿御威勢　公方様（義尚）ニ越云々。

史料中の「御袋」とは政元の実母のことであり、また宿を用意した「三日市大夫」とは政元の御師であると考えられる。文末には「当時九郎殿御威勢公方様ニ越云々」とあり、内宮側としてもこの時将軍義尚より政元の方が権力を持っていたという認識であったと見ることができる。

なお同史料には参宮行列の人数は書かれていないが『大乗院寺社雑事記』文明十六年九月三日条によると政元の騎馬は参詣時には百三十騎であったが京都に到着した時には四十騎であったという。また政元の母に付き従ったのは輿が二十丁、騎馬が十五騎であった。政元の騎馬数が変化していることについては、この参宮の出発時の史料である『蔭涼軒日録』文明十六年八月二十三日条では騎馬が三十五騎となっているため、京都まで政元に同行したのはおよそ四十騎前後で、そのほかの人数は道中参宮街道沿いの大名から派遣されるなどして加わったものと思われる。

政元二度目の参宮は文明十九三月のことで、これは第一章二節で先述した宇治山田合戦による外宮正殿焼失から間もない時期である。詳細は『長興宿禰記』二月二十八日条及び三月五日を参照したい。

廿八日、己亥。雨下。今日細川右京大夫政元、参二宮伊勢一、数十騎被二相具一之。

五日、乙巳。雨下。今日細川九郎（右京大夫）、自二伊勢一還向也。上下降雨、諸国洛中群参。路次不二通得一。外宮焼失之間、山田宿無二其所一、各仮屋一宿云々。細川内宮宇治被レ宿云々。依二降雨一宮川橋落。諸人数百人流死。前代未聞之由、有二其沙汰一。

同史料によると前年の合戦の影響で山田の宿場も無くなっていたため、参宮した一行は仮屋に宿泊し、政元は宇治に宿泊したという。なお、一行の数は『大乗院寺社雑事記』長享元年二月二十八日によれば騎馬が二十八騎であったという。また、宮川の橋が大雨のため落ちて数百人が流され死亡する事故が起きたとも書かれていることから、未だ荒廃していた伊勢の様子がわかる。なお同史料について石井昭郎氏は先述した宇治山田合戦の研究[50]において、日記の筆者である小槻長興が参宮から帰った政元本人から伝聞した内容を記したものであるとしている。

さらに外宮側の記録「外宮子良館旧記」文明十九年（長享元年）三月二条（『続群書類従』所収）にも政元二度目の参宮時が見える。

一、文明十九年三月二日、官領（政元）様御参宮候。其時まで子良館正方も副方も番の定もなく、皆皆其儘子良館に居候人も有。又家に居られ候人も有間、官領の御参宮の時、御□出来申候料足、又代物も皆々惣中之まゝにて候。此内壹貫文に武百貫文宛のをき物と、当番え御取候帯出来候を、御子良・御母良殿へ一筋宛参申候。残は惣人数同じく分申候。是は三月上番にて候。頓而中番よりは本番におりたて候而、御供被レ参候時のことく番に立申候。御供は上番より参り候。

同史料にはまず外宮の子良館に当番の順番が決まっていなかったことが記されているが、これに関しては従来からそうであったのか合戦の影響であるのかは不明である。また合戦で住居を失ったと思われる人々が子良館に住み着いていることも書かれており当時の館内の様子が伺える史料である。続いて「官領（政元）の御参宮の時、御□出来申候。」と虫損がある。これはその後に政元が外宮への幣物の一部を子良館の当番に配ったこと、また子良と母良に帯を与えたことが書かれているため、虫損の箇所は「御供」となるものと思われる。

これらの史料から長享元年の参宮については、宇治山田合戦で甚大な被害が出て間もない外宮に、政元が幣物を持参し見舞いに訪れたものではないかと考えられる。

政元は意外にも権力の絶頂期であった明応以降の時期には参宮していない。これは明応の政変で政元が廃した前将軍義材が各地を転々としながら京都回復を目指し、なおも活動を続けていたことが主な理由であろう。また山田康弘氏によれば幕府奉行衆のなかにも京都から義稙のもとに出奔する者がいたという[51]。政元としてはいつ義材が再び攻め上ってくるかわからない状勢下で、長期間京都を離れる伊勢参宮に出かけることは難しかったと思われる。

第二節　細川高国の参宮

永正四年（一五〇七）に政元が暗殺されたのちの混乱を収めて、将軍に再任した足利義稙（義材）と、続く義晴政権下で専制を振るった細川高国は計六回もの参宮を行っている。これは義教以降の幕府関係者の参宮回数としては最も多い。先述した大西氏の研究でも高国の参宮を特筆すべき例として紹介している。

ではなぜ高国はこれほど多くの参宮を行うことができたのだろうか。考えうる要因として、高国と伊勢国司である北畠氏と

が懇意であったことが挙げられる。両者はかねてより高国と対立していた三好之長・長秀父子が永正六年に高国らとの京都での戦いに敗れて伊勢に落ち延びた際にこれを当時の国司北畠材親が討伐し長秀を討ったこと[52]を機に親交を持ったのではないかと思われる。大永六年（一五二六）二月には材親の子である北畠晴具を高国が招いて猿楽を催しており[53]、さらに晴具の室は『尊卑分脈』によれば高国の娘であったとされるなど、北畠氏と高国はその後も長く交流を続けている。高国の参宮はこれより後の永正十年に始まるため、参宮には北畠氏による何らかの協力があったものと思われる。

高国最初の参宮は永正十年十月のことで、『後法成寺関白記』同年十月十九日条に参宮した旨のみが書かれており、参宮時の詳細は不明である。しかし、高国参宮直後に発給された「室町幕府神宮奉行人連署奉書」など同年十月二十二日から二十五日にかけての諸文書[54]によれば、当時争われていた両宮の遷宮順[55]について、幕府が内宮の遷宮を一日だけ先とするように指示しており、これはこの裁決の直前に参宮した高国が判断したものと思われる。

永正十六年（一五一九）四月の参宮は『後法成寺関白記』永正十六年四月十五日条から二十四日条にかけて記述がある。

十五日戊寅。晴。有二風呂一。徳大寺（公胤）女中・日野（内光）等被レ入之。明日参　宮云々。

十六日己卯。晴。昨暁各参　宮云々。京兆（細川高国）・式部少輔（島山順光）・伊勢守（伊勢貞陸）等同道也。（後略）

廿日癸未。晴。（中略）北政所為二留守事一、被レ向二徳大寺一。

廿三日丙戌。晴。今日京兆各従二勢州一下向。徳大寺女中被レ帰云々。少々遣レ迎。

廿四日丁亥。夜来雨下。従二京兆（高国）一参宮一万度御祓・ノシ千本、以二仲兵衛一送。令二対面一、令レ返二答祝着之由一、徳大寺女中・日野等、御祓一折被レ送之、喜悦之由令二返事一。

まず、この参宮時に高国に同行した人々について確認したい。十五日条で参宮のため入浴している徳大寺公胤と日野内光はともに公卿である[56]。十六日条の文中で「式部少輔」となっている島山順光は義植に仕え、島山氏の出自ではないが「入名字」によって島山氏を称していた人物である[57]。伊勢貞陸は当時の政所執事である[58]。公卿や政権内の人物らを従えての参宮は富子やそれ以前の「室町殿の参宮」を彷彿とさせる。

この参宮の翌十七年（一五二〇）、高国と対立していた阿波の細川澄元が三好之長とともに京都に攻め上り、敗れた高国は近江に逃げて一時京都を失った。しかし高国は同年五月には京都の奪回に成功し、翌大永元年（一五二一）には澄元を支持した義植が出奔したため代わりに義澄の遺児義晴を将軍に据えた[59]。

高国四度目の参宮は『経尋記』大永二年（一五二二）四月二十五日条から六月十五日条（『大日本史料』第九編之十六所収）に記載がある。

（四月）廿五日、（中略）又右京兆（高国）、来月十日比奈良路江可レ有二参宮一之由、治定云々。

（五月）十日、一昨日覚専自二京都一帰了。無二殊儀一云々。宗清状給之者也。六角未二下国一在京云々。細川参宮延引云々。

（六月）八日、一、及レ晩自二京都一宗信下向、条々申。（中略）一、（中略）次細川者十三日ニ参宮云々。

十五日、一、宇治関等之事ニ付、内堀方へ樽遣処、畏入云々。則過書出レ之。御書則送可レ進之云々。自身者十三日高国参宮ニ同道云々。

史料中には六角定頼が在京のため参宮が延引となったと書かれている。定頼は永正十六年（一五一九）に細川澄元に敗れて近江に逃げた高国を助けて再び上洛し高国の政権を回復させた協力者であるから[60]、高国も上洛してきた定頼への応接を後回しにはできなかったものと思われる。

次に高国五度目の参宮である大永四年（一五二二）九月の史料を見ていきたい。まず『実隆公記』大永四年（一五二二）九月七日条に

七日、己巳。晴。（中略）細川父子（高国・稙国）八幡参詣云々。

と高国と嫡子の稙国が石清水八幡宮に参拝した記事があり、次いで同じく『実隆公記』の大永四年九月二十七日条に

廿七日、己丑。雨降。（中略）昨日吉兆参宮還向珍重由申遣之。

と参宮の記事がある。

参宮前に将軍らが石清水八幡宮に参拝することが慣例の一つであったと新城常三氏が指摘したことは、既に「はじめに」で先述したが、高国もまた参宮前に同八幡宮に参詣していることが確認できる。

高国の生涯最後となった六度目の参宮は大永六年（一五二六）であった。

十六日己巳　夜来雨下。従二巳剋一晴。大樹今日八幡御社参也。京兆（高国）入道昨日参レ先云々。騎馬十騎也。（後略）

まず、右の『後法成寺関白記』大永六年二月十六日条で同日義晴の石清水八幡宮参拝が同日行われ、高国もこの前日に石清水に参拝していることがわかる。

廿九日（中略）京兆・典厩（伊賢）参宮。

そして右の『後法成寺関白記』同年二月二十九日条で高国が神宮に参宮したことがわかる。石清水八幡宮に参拝してから参宮する慣例を踏まえれば、これは将軍である義晴を差し置いて高

国が参宮しているように思える。しかし義晴としては権力基盤の大半を高国に依存せざるを得ないから、この高国の参宮も黙認するほかなかったのだろう。これらの参宮から高国もまた富子と同じく室町殿の年中行事を代行できるほどに幕府内で権力を持っていたといえる。

高国が永正十六年に一時京都を失うなど幕府が政情不安であるなかでもこれほど頻繁に参宮したねらいには、まず「室町殿の参宮」を復興させることがあったと思われる。高国はおよそ二〜三年に一回ほどの間隔で参宮を行っているが、幕府最盛期の義満・義持は「室町殿」となってからほぼ毎年のように参宮を行い、なかには同じ年に複数回参宮を行うこともあった[61]。

次に考えられるのは、先述した北畠氏との関係強化である。神宮のある伊勢の国司は北畠氏であるから、参宮で伊勢を度々訪れる際の接待を通して北畠氏との親交をより深めることをねらった可能性が考えられる。高国自身の参宮例ではないが、高国が大永二年八月に連歌師の宗長と宗碩らを自身が立願した連歌会のため参宮させた際[62]、宗碩がこの参宮道中で多気に立ち寄り北畠晴具に面会したことを書いている。高国自身が北畠氏のもとに立ち寄った可能性が考えられるのは大永六年の参宮時である。先述した二月二十九日の参宮から『後法成寺関白記』同年三月十日条に京都に帰ったことが書かれているため、高国は十日ほどの間京都を留守としている。そのため、この期間中に高国が北畠氏のもとに滞在することも可能であったと考えられる。

高国政権下では高国のほかに、永正五年（一五〇八）に周防で匿っていた義稙を上洛させ、永正十四年（一五一七）まで約十年間在京した大内義興[63]も、『古記部類』永正十三年（一五一六）八月十六日条（『大日本史料』九編六冊四一四頁所収）によれば同日参宮している。この際、義興は幕府政所執事であった伊勢貞陸に神宮参拝の作法を訪ねてから参宮している[64]。なお、義興はこの参宮翌年の永正十四年（一五一九）に周防へ帰国している。

このように盛んに参宮を行った高国であったが六度目の参宮の翌年である享禄元年（一五二八）に失脚ののち享禄四年（一五三一）には三好元長らに敗戦し自害した[65]。そしてこれ以後、幕府関係者による参宮は先述した永禄七年（一五六四）の慶寿院まで途絶えることとなる。

おわりに

本稿ではこれまで詳細には顧みられてこなかった義政以降の幕府要人の参宮について、「室町殿の参宮」という概念を将軍

のみならず御台や管領にまで広げて論じた。参宮者が本来「室町殿」として行うはずである足利将軍から、御台富子や管領細川氏らに移行していく推移は、応仁・文明の乱や明応の政変を経て政治主導権が将軍から管領へと渡ってゆく政治史と相関しているといえる。そして参宮者のなかでも特に日野富子と細川高国は「室町殿の参宮」に倣ったかのように頻繁に参宮を行っている。また富子と同じく将軍生母として権威を得た慶寿院もまた参宮していることから、容易に京都を離れられなくなった将軍の代理として権力者が参宮することが文明年間以降の幕府で断続的に行われるようになったといえる。

このように、本稿で紹介した戦国期における幕府要人参宮の史料は、義政以降に政治・社会的混乱で途絶したと思われていた「室町殿の参宮」が、将軍家から御台や管領に主催者を変えながら戦国期においても依然継続していたことを示すものであると考えられる。

注

（1）大西源一『参宮の今昔』（神宮司庁、一九五六年）、『大神宮史要』（平凡社、一九六〇年）

（2）宮地直一「大神宮信仰の通俗化」（『神道史　下巻（一）』、理想社、一九六三年）

（3）新城常三『中世の伊勢参宮』（『国民生活史研究』、吉川弘文館、一九五七年）、『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九八二年）

（4）山田雄司「足利義持の伊勢参宮」（『怨霊・怪異・伊勢神宮』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇四年）

（5）岡野友彦「室町殿の伊勢参宮」（『伊勢市史　第二巻中世編』第三章一節、伊勢市、二〇一一年）、『中世伊勢神宮の信仰と社会』（皇學館大学出版部、二〇二一年）

（6）『大乗院寺社雑事記』文明十三年四月十六日条

（7）『大乗院寺社雑事記』文明十六年六月十五日条

（8）岡野友彦『中世伊勢神宮の信仰と社会』（前掲註5）

（9）『看聞日記』応永三十年四月二十五日条

（10）岡野友彦『中世伊勢神宮の信仰と社会』（前掲註5）

（11）『二宮禰宜年表』（神宮司庁、一九七一年）及び村田氏美『両宮正員禰宜名鑑』（私家版、一九六三年）による

（12）『大乗院寺社雑事記』寛正六年九月二十一日～二十九日条

（13）大薮海『列島の戦国史2　応仁・文明の乱と明応の政変』（吉川弘文館、二〇二一年）

（14）前掲註13

（15）『康富記』応永二十七年十二月九日条ほか

（16）鳥居和之「応仁・文明の乱後の室町幕府」（『史学雑誌』

九十六巻二号、一九八七年）

（17）百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」（『岩波講座日本歴史7　中世3』、岩波書店、一九七六年）

（18）田端泰子『室町将軍の御台所　日野康子・重子・富子』（吉川弘文館、二〇一八年）によれば、この時参宮に参列した義政と富子の子とは娘の南御所、次男の義覚であるという。

（19）「室町幕府諸職表」（『日本史総覧Ⅱ　古代二・中世二』新人物往来社、一九八九年）によると寛正六年（一四六五）に任じられ文明十七年（一四八五）に暗殺されるまで務めた。

（20）田端泰子『室町将軍の御台所　日野康子・重子・富子』（前掲註18参照）一四四頁

（21）鈴木良一「大乗院寺社雑事記」高田良信「尋尊」（『国史大辞典』）

（22）前掲註18

（23）前掲註17

（24）『親元日記』寛正六年三月二十三日条

（25）『親元日記』文明五年八月七日条

（26）前掲註16

（27）『氏經卿神事記　第二』（野村朋弘、比企貴之編、八木書店、二〇二〇年）

（28）史料中の「御台」に「義尚室、日野勝光女」と注釈がある。

（29）石井昭郎「戦国時代の伊勢」（『伊勢市史第二巻　中世編』、伊勢市、二〇一一年）

（30）石井は同年六月を「史料によっては延徳元年とするが、改元は八月二十一日」として「長享三年」としているため、本稿もそれに依った。

（31）『皇代記付年代記』文明十八年条

（32）『皇代記付年代記』文明十八年条、また『実隆公記』長享元年正月二十三日条によれば氏経は外宮正殿焼失を嘆き飲食を断って没したという。

（33）『実隆公記』文明十七年十二月二十六日条

（34）小泉宜右「鈎の陣」（『国史大辞典』）

（35）前掲註13及び前掲註16

（36）彼らを京都に残した理由として鳥居氏は「義政のもとで幕政を主導してきたこれらの人々を罷免してしまうと問題になるので、京都に残すことにより幕政から排除したものと考えられる。」（前掲註16）としている。

（37）前掲註34

（38）前掲註13

（39）『康富記』康正元年閏四月二十一日条

(40)『康富記』康正元年閏四月二十八日条

(41)木下昌規『足利義政　花の御所、御所の地としてしかるべし』（ミネルヴァ書房、二〇二五年）

(42)『実隆公記』十月十六日条

(43)『公藤公記』同日条より。未活字史料のため『神宮史年表』（神宮司庁、二〇〇五年）の記載によった。

(44)足利義昭を奉じて上洛した織田信長も『信長記』永禄十二年十月五日及び六日条によれば参宮しているが、幕府内に自身の権力基盤を置かない戦国大名であったことからここでは除外する。

(45)天野忠幸『列島の戦国史4　室町幕府分裂と畿内近国の胎動』（吉川弘文館、二〇二〇年）

(46)高梨真行「将軍足利義輝の側近衆　外戚近衛一族と門跡の活動」（『立正史学』、一九九八年）

(47)「松田藤弘文書」永禄五年五月九日（「蜷川家文書」七七五号）

(48)下坂守『中世寺院社会の研究』（思文閣出版、二〇〇一年）

(49)前掲註48

(50)前掲註29

(51)山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』（吉川弘文館、二〇〇〇年）

(52)『実隆公記』永正六年八月五日条。また、「三好長秀誅伐感状案」（『三重県史資料叢書4　北畠氏関係資料　記録編』所収）では高国が材親に三好父子の追討に謝意を述べている。

(53)『実隆公記』大永六年二月二十四日条

(54)「室町幕府神宮奉行人連署奉書」（一四三号）「伝送広橋守光奉書」（一四四号）「畠山順光文書」（一四五号）「室町幕府文明年間連署奉書」（一四六号）「室町幕府神宮奉行人連署奉書」（一四七号）（すべて『三重県史資料編　中世1（上）』所収『守則長官引付』による）

(55)「内宮禰宜連署解状」（『三重県史資料編　中世1（上）』所収『守則長官引付』一三八号）

(56)『日本人名大辞典』「徳大寺公胤」及び『国史大辞典』「日野内光」（鈴木良一）

(57)川口成人「畠山順光・維広　流浪の将軍に尽くした異色の畠山氏」（天野忠幸『戦国武将列伝7　畿内編　上』、戎光祥出版、二〇二二年）

(58)「室町幕府諸職表」（『日本史総覧Ⅱ　古代二・中世一』、書誌情報は前掲註19参照）による。

(59)前掲註45

(60)畑井弘「六角定頼」（『国史大辞典』）

（61）前掲註5
（62）『後鑑』八月四日条及び『さの丶わたり』（『続群書類従』所収）
（63）長谷川博史『列島の戦国史3　大内氏の興亡と西日本社会』（吉川弘文館、二〇二〇年）
（64）『伊勢貞親以来伝書』永正十三年八月十四日条（『大日本史料』九編六冊四一四、四一五頁所収）
（65）『実隆公記』享禄四年六月八日条

（つつい　とうや・令和七年度皇學館大学文学部国史学科卒業生）

投稿規程

一、『皇學館論叢』（以下「本誌」という。）への投稿は、会員（正会員又は学生会員）に限る。

二、本誌の内容は、神道学・国文学・国史学・コミュニケーション学・教育学並びにそれら関連分野についての論説、研究ノート、資料紹介、書評とする。

三、投稿原稿は、標準的なワープロソフトを使用して作成しなければならない。その分量の上限は、論説は四百字詰五十枚以内、研究ノート及び資料は三十枚以内を原則とする。

四、投稿原稿は和文または英文とし、未刊行のものに限る。

五、論説及び研究ノートには、投稿時に四百字以内の要旨と五個程度のキーワード及び英文タイトルを付与する。

六、投稿原稿の掲載は、編輯委員会の査読を経て可否を決する。査読の過程において、編輯委員会が投稿者に対して原稿種別の変更を提案することがある。

七、投稿原稿は、原則として返却しない。

八、送り先は「皇學館大學人文學會」（以下「本会」という。）とする。

九、掲載された投稿原稿の著作権は本会に帰属する。ただし、投稿者は本会に連絡することにより、転載・複製・翻訳・翻案などの形で利用することができる。

十、本規程の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

附　則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

要旨・キーワードについて

各分野において論文のデータベース化が進んでいる現状に対応すべく、本誌では、「論説」および「研究ノート」に要旨とキーワードを付けることと致しております。本誌に投稿される方は、四百字以内の要旨と五個程度のキーワード（固有名詞や学術用語など）を付けていただきたく、会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和八年七月五日　印刷
令和八年七月十日　発行　〈季　刊〉

〒516-8555 伊勢市神田久志本町一七〇四
皇學館大学内
編輯兼発行者　皇學館大學人文學會
電話 伊勢（〇五九六）二二一〇二一〇
振替口座〇〇八〇〇-九-一六三四八
会長　岡野友彦

津市河芸町上野二一〇〇番地
印刷所　株式会社アサプリ

KOGAKKAN STUDIES IN THE HUMANITIES

KOGAKKAN RONSO

Vol. LIX No. 2

Articles

OGATA Ami: A Study of Motoori Norinaga's Medical Thought: Focusing on the "Preface Presented to Tō Bun'yo on His Return to Hizen"

Research Notes

FUJISAWA Ken, KAMADA Akemi: Historical Changes in Welfare and Educational Systems and Educational Content in Japan's Education for People with Visual Impairments: From Its Beginnings to the Present Day

TSUTSUI Tōya: Ise Pilgrimages by Leading Figures of the Muromachi Shogunate during the Warring States Period

Published Quarterly by
The Humanities Research Institute of
Kogakkan University Ise Japan

July 2026